

# 平成27年第1回長南町議会定例会

議事日程（第1号）

平成27年2月27日（金曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について（委員長報告）
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 施政方針
- 日程第 7 陳情第 1号 地域経済の活性化と住民の住環境改善のための住宅リフォーム助成制度創設の陳情
- 日程第 8 議案第 1号 長南町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 2号 長南町民生委員推薦会条例の制定について
- 日程第 10 議案第 3号 長南町支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 4号 長南町保育料条例の制定について
- 日程第 12 議案第 5号 長南町子育て交流館設置条例の制定について
- 日程第 13 議案第 6号 長南町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 14 議案第 7号 長南町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について
- 日程第 15 議案第 8号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 16 議案第 9号 長南町まちづくり委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 10号 長南町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び長南町区長設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 12号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 13号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 14号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 15号 長南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 16号 長南町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 17号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第25 議案第18号 長南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第19号 長南町道路線の廃止について
- 日程第27 議案第20号 長南町道路線の変更について
- 日程第28 議案第21号 長南町道路線の認定について
- 日程第29 議案第22号 平成26年度長南町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第30 議案第23号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第31 議案第24号 平成26年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第32 議案第25号 平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第33 議案第26号 平成26年度長南町笠森園事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第34 議案第27号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第35 議案第28号 平成26年度長南町ガス事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第36 議案第29号 平成27年度長南町一般会計予算について
- 日程第37 議案第30号 平成27年度長南町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第38 議案第31号 平成27年度長南町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第39 議案第32号 平成27年度長南町介護保険特別会計予算について
- 日程第40 議案第33号 平成27年度長南町笠森園事業特別会計予算について
- 日程第41 議案第34号 平成27年度長南町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第42 議案第35号 平成27年度長南町ガス事業会計予算について
- 日程第43 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（14名）

1番	林	義	博	君	2番	吉	野	明	夫	君		
3番	大	倉	正	幸	君	4番	小	幡	安	信	君	
5番	板	倉	正	勝	君	6番	左	一	郎	君		
7番	加	藤	喜	男	君	8番	仁	茂	田	健	一	君
9番	丸	島	な	か	君	10番	松	崎		勲	君	
11番	石	井	正	己	君	12番	丸		敏	光	君	
13番	古	市	善	輝	君	14番	松	崎	剛	忠	君	

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野	貞夫	君	副町長	麻生	由雄	君
教育長	片岡	義之	君	会計管理者	岩崎	利之	君
総務課長兼 事業課長	野口	喜正	君	総務室長	田中	英司	君
企画財政室長兼 政策室長	常泉	秀雄	君	住民課長兼 税務住民室長	唐錬	幸雄	君
保健福祉室長	荒井	清志	君	産業振興室長兼 農業推進室長	岩崎		彰君
地域整備室長	松坂	和俊	君	ガス事業室長	大杉		孝君
教育課長	蒔田	民之	君	学校教育室長	浅生	博之	君
給食所長	中村	義貞	君	生涯学習室長	石野		弘君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田邊	功一	書記	加納	光輝
書記	鈴木	直幸			

---

○議長（松崎 勲君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

なお、会議に入る前に皆様方にお知らせいたします。

全国町村議会議長会の定例総会が去る2月6日に開会され、この総会において町村議会議員の自治功労者表彰が行われ、本町の石井正己副議長と私の2名が自治功労者表彰を受賞しました。

ただいまから、表彰の伝達式を行います。事務局長に進行させます。

○事務局長（田邊功一君） それでは、私のほうから、議長の命によりまして進行をさせていただきます。

この表彰は、町村議会議員として15年以上在職され、地方自治に特に功労のあった議員さんが贈呈をされるものでございます。それでは、石井副議長、それから議長さん、質問席の前にお願いをいたします。

それでは、議長のほうから伝達をお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） 表彰状、千葉県長南町石井正己殿。

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成27年2月6日、全国町村議会議長会会長、蓬清二。（拍手）

○事務局長（田邊功一君） それではかわりまして、副議長のほうから議長のほうに伝達をお願いいたします。

○副議長（石井正己君） 表彰状、千葉県長南町松崎勲殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成27年2月6日、全国町村議会議長会会長、蓬清二。（拍手）

○事務局長（田邊功一君） 受賞されましたお二人におかれましては、大変おめでとうございました。

それでは、これから、受賞された方、お一方ずつご挨拶をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいま表彰を受けましたことは、多くの町民の皆様方に、また役場執行部職員の皆様のご支援ご協力があったものと深く感謝申し上げる次第でございます。

それこそ4期にわたりやらせていただきましたが、やっぱり一番思い出に残るのは、平成の大合併かなというふうに考えております。一回壊れた合併も再度にわたり協議をし、最後は2町1市にまで行きながらご破算になったことは非常に思い出深いものであります。その他いろいろありますが、一番大きな問題はそこかなというふうに感じておるところでございます。

私の残された任期はあと2カ月ほどでございますが、精いっぱい頑張りますので、どうかひとつ最後までよろしくお願い申し上げたいと思います。本日は誠にありがとうございました。（拍手）

○事務局長（田邊功一君） 続きまして、石井副議長、お願いいいたします。

○副議長（石井正己君） 議長さんがご挨拶申し上げましたとおり、私は極めて簡単に、最後に挨拶する機会もいろいろあるようでございますので改めてその時に挨拶したいと思いますが、ただいまは意義ある表彰をいただきまして誠にありがとうございました。これも、議員皆様のおかげと執行部の皆さんのご支援、ご協力のた

まものでございます。私も4期15年、あと少しで16年になってくるわけでございますけれども、一生懸命頑張ってまいりました。

あと残された期間でございますけれども、一生懸命頑張りたいと思いますので何分のご支援ご協力をお願いいたしまして、挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○事務局長（田邊功一君）受賞されましたお二人には心からお祝いを申し上げます。

以上で、伝達式を終了とさせていただきます。

○議長（松崎 熱君）開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

町長、平野貞夫君。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君）本日から、平成27年第1回定例会を開催することとなりました。

議員の皆様方には、大変ご多忙のところ、誠にご苦労さまでございます。

早いもので、平成26年度も残すところあと1ヶ月となりました。平成26年度の各種事務事業につきましては、おおむね順調に推移し、年度末に向け最終仕上げの段階に入っているところでございます。これもひとえに、議員各位のご理解、ご協力のたまものと、改めまして感謝を申し上げます。

ただいまは、松崎議長、石井副議長におかれましては、町村議会議員として16年間の長きにわたり地方自治の振興発展に貢献された功績が認められ、全国町村議会議長会自治功労表彰を受賞されましたこと、誠に喜ばしく、心からお祝い申し上げますとともに、今後も町の振興、町民福祉の増進に一層のご尽力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件は、条例議案18件、予算議案14件、道路関係議案3件、人事案件1件の、合計36件でございます。よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（松崎 熱君）ただいまから平成27年第1回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時07分）

---

#### ◎開議の宣告

○議長（松崎 熱君）本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（松崎 熱君）本日の日程はお手元に配付したとおりです。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（松崎 熱君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

2番 吉野明夫君  
3番 大倉正幸君  
を指名します。

---

#### ◎会期日程等の議会運営について

○議長（松崎勲君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。  
議会運営委員長、加藤喜男君。

〔議会運営委員長 加藤喜男君登壇〕

○議会運営委員長（加藤喜男君） それでは、ご指名いただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る2月19日に委員会を開催し、平成27年第1回定例会の議会運営について協議、検討をいたしました。

本定例会に付議される事件は、条例の制定7件、条例の一部改正10件、協議1件、道路線の廃止、変更、認定、平成26年度の補正予算7件、平成27年度の各会計当初予算7件、諮問1件の計36議案が提出されているほか、陳情1件が議題とされています。

議員発議は、議会委員会条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正を行うため議長に提出をいたしました。

一般質問は7人の議員が行うことになっており、3月2日に7人全員が行うことといたしました。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日2月27日から3月9日までの11日間とすることに決定をいたしました。

なお、本定例会に提出されております平成27年度長南町一般会計予算については、その内容が複雑多岐にわたるため特別委員会を設置し、これに付託して詳細に審査すべきであるという結論に達しました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました平成27年第1回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松崎勲君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

---

#### ◎会期の決定

○議長（松崎勲君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日2月27日から3月9日までの11日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎勲君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日2月27日から3月9日までの11日間と決定いたしました。

---

## ◎諸般の報告

○議長（松崎 勲君）　日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案35件、諮問1件の送付及び議員発議2件が提出されております。これを受理しましたので報告します。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、本日までに受理した陳情は1件であり、お手元に配付した陳情文書表のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による説明員の出席を求める者、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員からの報告がありました平成26年11月、12月分及び平成27年1月分の例月出納検査結果、議長並びに一部事務組合議会議員の出席した主な会議の結果については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告は終わります。

---

## ◎行政報告

○議長（松崎 勲君）　日程第5、行政報告を行います。

町長、平野貞夫君。

〔町長　平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君）　行政報告をいたします。

まず、長南町と日本郵便株式会社茂原郵便局及び長南郵便局との包括連携協定の締結についてでございます。今月の5日に町と日本郵便株式会社茂原郵便局及び長南郵便局とで地域防災力や地域の安心・安全な事項に関する包括連携協定を締結いたしました。この協定につきましては、さきに締結しておりました災害時の覚書について、その後の日本郵政公社の業務分割による民営化に伴い、協定内容の見直しなど、断続的に協議しておりましたが、このたび締結に至ったところでございます。今回は、今までの臨時郵便ポストの設置以外に、郵便料金の免除、道路損傷の情報提供、子供や高齢者等の見守り活動に関する事項などを加えることといたしました。

町としては今後も引き続き、地域防災の向上や地域の皆様の安心・安全を守るべく、さらなる充実、強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、災害時における応急復旧工事等に関する協定についてでございます。

町では、災害時に対して迅速かつ的確に対応するため、長南町建設業組合とは平成20年7月1日に災害時における応急復旧工事等に関する協定書、長南町ガス指定工事店とは平成19年1月1日に災害時の協力に関する覚書をそれぞれ締結しております。しかし、近年の異常気象による豪雨や、昨年の2月の大雪などを教訓に、今回、除雪等の作業を追加し、迅速に対応できるよう新たに災害時における応急復旧工事等に関する協定書を、本年1月28日に締結をいたしたものでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（松崎 勲君）　これで行政報告は終わりました。

## ◎施政方針

○議長（松崎 勲君）　日程第6、施政方針を行います。

町長、平野貞夫君。

[町長　平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君）　本日、ここに平成27年第1回定例議会開会に当たり、平成27年度の予算案並びに議案についてのご審議をお願いするに先立ちまして、所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年2月に町長に就任してから、早いもので1年が経過しました。この間、議員各位並びに多くの町民の皆様からいただいたご意見や町政運営に対するご理解とご協力に、心から感謝申し上げる次第でございます。

記念式典でも申し上げましたが、今後とも本町の地域資源としての特性、個性を育て活用し、創意工夫を凝らしながら、ふるさと再生に向け最大限の努力をしていく所存でございますので、議員各位並びに町民の皆様には一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

我が国の経済状況は、これまで大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢からなるアベノミクスを一体的に推進し、経済の好循環が生まれ始めています。こうした中、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、昨年4月の消費税増税などの影響で消費の低迷が長引いており、地方においては経済の好循環の実現が十分には進展していない状況です。

このような状況を踏まえ、政府は昨年12月27日に、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を閣議決定しました。この中では、地域住民生活等緊急支援のための交付金が創設され、地方公共団体が実施する、地域における消費喚起策や生活支援策、また地方創生先行型として、地方版総合戦略の策定と、これに関する優良施策等の実施に対する交付金が盛り込まれた、平成26年度補正予算が成立したところでございます。

本町でも、この交付金を生かすべく、プレミアム商品券発行などの消費喚起策や地方版総合戦略の策定等の経費を盛り込んだ補正予算を計上させていただくものでございます。

さて、平成27年度予算につきましては、個人町民税、法人町民税をはじめとした町税の総額は前年度に比較し減額となっており、依然として自主財源の確保は厳しく、さらに普通交付税につきましても増収は見込めないものとなっております。

一方、小中一貫校校舎整備事業や米満住宅跡地造成事業、昨年度に引き続き実施する防災行政無線デジタル化工事、地籍調査などの事業により予算総額は昨年度に比較して増加しております。このような厳しい財政状況の中、事業の実施に当たっては各基金からの繰り入れ、あるいは過疎対策事業債等の借り入れによる財源措置を行い、通常予算を編成いたしました。

初めに、「安心で魅力あるまちづくり」では、米満住宅跡地を戸建て住宅用地として造成、販売いたします。若者定住促進奨励金を効果的に活用していただくことにより、町の定住人口の増加と地域の活性化を図ってまいります。町道につきましては、圏央道茂原長南インターへのアクセス道路として幹線道路の整備を継続的に実施してまいります。道路の維持管理につきましては、橋梁やトンネルなど、老朽化に伴う安全性や維持管理費のコストが今後の課題となっております。このことから、昨年度実施しました道路ストック総点検の結果をもとに修繕計画を策定し、適切な維持管理に努めてまいります。

地籍調査は、正確な地籍情報を次世代へ提供するため行っているもので、本年度は、報恩寺、茗荷沢、小沢の一部において住民の理解と協力を得ながら実施してまいります。

巡回バス及び予約制乗合タクシーは、安全を第一によりよい運行を目指してまいりたいと考えております。

次に、「活気にあふれたまちづくり」では、国は地域の活力創造プランに基づき、農林水産業を成長産業化して農林漁業者の所得向上と農山漁村のにぎわいの創出を目指すとともに、食料自給率、自給力の向上に向けた施策を展開していくとしています。このため、今後はさらに担い手への集積、集約化を図り、農地の大規模化に向けた取り組みや、新規就農者、経営継承就農者などの多様な担い手の育成、確保が必要となってきます。本町の基幹産業である稲作につきましては、年々就農者の高齢化、後継者不足、農業機械等の設備投資などの身近な問題で離農を余儀なくされる農家がふえていきます。このようなことから、引き続き営農組織づくりを推進し、営農組合や認定農業者など大規模経営農家に対し、地域農業推進基金の活用や農地集積への助成を行い、町の担い手としての強化を図ってまいります。

また、近年増加している有害獣の被害につきましては専門の部署を設け、被害対策を推進してまいります。

多面的機能支払いにつきましては、各地区での共同作業が定着し、これによって農地の維持、農業用施設の修繕あるいは農村環境の保全など、さまざまな面での波及効果をもたらしていることから、導入地区の拡大、推進に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、健全で活気ある商店街づくりを目指し、商工会を通じ金融指導や経営改善指導を行い、資金融資に対する利子補給を行うなど商工業の活性化に努めてまいります。

観光分野におきましては、圏央道の波及効果を最大限生かしながら、観光施設やゴルフ場との連携を強化するとともに、長生地域観光連盟や中房総観光推進ネットワーク協議会と連携し、観光PRに取り組むなど、広域的な観光施策の展開を図ってまいります。また、町からの情報発信につきましては、マスコットキャラクターを積極的に活用し、町をアピールすることや観光の集客に努めてまいります。

次に、「豊かな自然と調和した快適なまちづくり」では、災害時の情報を的確に住民に伝えるため、第2年次の防災行政無線のデジタル化への移行を進めてまいります。これにより、防災行政無線の子局45局全てがデジタル化へ移行し、完了することとなります。

また、国における災害対策基本法の一部改正、東日本大震災の教訓を踏まえた千葉県地域防災計画の修正や町防災基本条例の制定等を踏まえ、長南町地域防災計画の見直し作業を行ってまいります。地震災害からどうとい生命を守るため、旧耐震基準で建築された戸建て住宅に対しては引き続き耐震診断の経費を一部助成するとともに、耐震改修工事においても助成を実施してまいります。この、建築物の耐震化については広報及びホームページを活用するなど啓発に努め、安全で災害に強い町づくりの推進を図ってまいります。

地域における再生可能エネルギーの導入促進では、住宅用太陽光発電設備への設置費の一部を引き続き助成し、環境負荷の少ない循環型社会の実現に向け、自然エネルギーの有効活用の促進を図ってまいります。

次に、「いきいきと元気に暮らせるまちづくり」では、保健センターを中心として、総合的な健康管理事業を展開し、町民が健康で安心して暮らせる町づくりを推進してまいります。乳児健診、特定健診、各種がん検診などの住民健診は、受診環境を整え受診率の向上を図り、疾病の早期発見、早期治療に努めてまいります。

また、任意予防接種の公費負担助成につきましては、高齢者の肺炎球菌、乳幼児のロタウィルス、B型肝炎を

引き続き行うほか、新たにおたふく風邪を加えて、子供から高齢者までの健康増進に努めてまいります。

児童福祉については、地域の子育て支援の拠点として子育て交流館を設置し、子育て世代の親子の情報交換の場として交流の促進を図ってまいります。出産祝金では、第3子へのお祝金を10万円から30万円に引き上げるほか、子ども医療費の助成事業では無料化を続けてまいります。

障害者福祉につきましては、重度障害者に対する医療費助成制度の利便性の向上を考え、現物給付化の準備を進めるほか、障害者総合支援法に基づき、身近で必要なサービスが受けられるよう支援してまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢化率が35.9%に達し、今後もさらに上昇が見込まれます。疾病や、障害の早期発見、早期治療、早期対処などの介護予防を推進し、健康寿命の延伸に努めてまいります。

介護につきましては、平成27年度からの第6期介護保険事業計画に基づき、要介護状態となつてもできる限り住み慣れた地域で生活が続けられ、また、地域の施設で介護が受けられるよう、各種のサービス内容の充実を図ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度から都道府県に移管する方針が出されておりますが、被保険者がいつでも安心して適切な医療を受けることができるよう、今後とも円滑な事業運営に努めてまいります。後期高齢者医療制度につきましては、引き続き高齢者の健康管理のため人間ドックへの助成を実施してまいります。このほか高齢者福祉、地域福祉、児童福祉の充実を図るため、社会福祉協議会の活動に対しても支援をしてまいります。

次に、「人と文化が輝く人間性豊かなまちづくり」では、学校教育においては4小学校を統合し、平成29年4月に小中一貫校を開校いたします。統合小学校の校舎は、中学校の敷地内に27、28年の2カ年で建設いたします。現在、校名やスクールバスの運行など、開校に伴う事項について小中一貫校設立委員会で検討していただいているところでございます。また、国際理解教育の充実強化として、引き続き海外交流研修事業を実施するとともに、漢字能力検定の挑戦をすることで、自ら学ぶ意欲の向上を図ることや、地域の伝統、文化の継承のため、「キラリ輝く長南っ子事業」を引き続き実施してまいります。

社会教育につきましては、高齢者から幼児まで、年齢や内容に偏らない各種教室や講座を開催し、より充実した学習機会の確保に努めてまいります。また、施設の夜間開放をはじめ、多くの町民が使いやすい施設整備に努めてまいります。

青少年の健全育成では、次代を担う子供たちが自ら考え、主体的に判断し行動できるよう、青少年育成団体や学校との連携強化を図り、各種体験授業を進めてまいります。

伝統文化の継承と振興では、町内に所在する歴史遺産、伝統文化の保護に努めるとともに、生涯学習や観光など、さまざまな分野での活用を図ってまいります。

社会体育については、体育協会やスポーツ推進委員と連携して各種スポーツ大会や教室を開催し、生涯スポーツの普及に取り組んでまいります。

次に、「共に助け合う、ふれあいのあるまちづくり」では、第4次行財政改革の最終年次に新たに位置づけた役場の宿日直業務の委託については、職員数の削減や権限移譲による業務量の増大化に伴い、職場環境の改善と通常業務の集中力を高める必要があることから、宿日直業務を委託することとしております。また、職員の再任用につきましては、雇用と年金との接続並びに役場業務を円滑に推進していくため、退職職員の活用を

図っていくものでございます。

以上、平成27年度を迎えるに当たり、町政に関する姿勢を述べさせていただきました。

何とぞよろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） これで施政方針は終わりました。

---

#### ◎陳情第1号の上程、討論、採決

○議長（松崎 熱君） 日程第7、陳情第1号 地域経済の活性化と住民の住環境改善のための住宅リフォーム助成制度創設の陳情の採決についてを議題とします。

お諮りします。

陳情第1号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 異議なしと認めます。

これで、陳情第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、陳情第1号 地域経済の活性化と住民の住環境改善のための住宅リフォーム助成制度創設の陳情の採決についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第1号 地域経済の活性化と住民の住環境改善のための住宅リフォーム助成制度創設の陳情の採択についてを採決します。

なお、採決は起立によって行います。陳情第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 熱君） 起立全員です。

陳情第1号については採択することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第1号～諮問第1号の上程、説明

○議長（松崎 熱君） 日程第8、議案第1号 長南町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてから日程第43、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） 議案第1号から議案第35号までの議案及び諮問第1号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 長南町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、議案第8号 長生郡市広域町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について及び議案第12号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本3議案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長職が特別職に変更となることから、条例の新規制定及び規約の一部改正の協議並びに条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第2号 長南町民生委員推薦会条例の制定について、議案第6号 長南町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の制定について及び議案第7号 長南町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定についてでございますが、本3議案は第3次地方分権一括法による関係法令の改正に伴い条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第3号 長南町支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例の制定についてでございますが、本案は子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の改正に伴い、保育所等を利用する場合の認定及び利用調整に関する条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第4号 長南町保育料条例の制定についてでございますが、本案は子ども・子育て支援法の制定に伴い教育、保育の利用者負担額を定める条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第5号 長南町子育て交流館設置条例の制定についてでございますが、本案は子育ての不安等を緩和し、子供の健やかな成長を支援するため、子育て交流拠点となる施設を設置する条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第9号 長南町まちづくり委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、長南町附属機関等の設置及び運営等に関する指針に基づき、公募による委員を選任いたしたく条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第10号 長南町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は国の行政手続法の一部改正に伴い、国民の救済手段の充実拡充の観点から、条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び長南町区長設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。また、議案第14号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について一括してご説明申し上げます。本2議案は、日額費用弁償の規定を廃止するため条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第13号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき一般職の職員の給料表を平均で2%引き下げるこことや、各種の諸手当を国や県に準拠したものにするため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第15号 長南町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、条例中の法令引用部分に改正の必要が生じたことから条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第16号 長南町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は議案第4号 長南町保育料条例の制定に伴い、条例第8条の保育料の徴収及び減免の規定の削除をお願いするも

のでございます。

次に、議案第17号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は国民健康保険運営協議会委員定数の変更について、条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第18号 長南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は平成27年度から平成29年度までの3年間を第6期介護保険事業計画の期間としておりますが、この間の保険料の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第19号 長南町道路線の廃止についてでございますが、本案は、圏央道の建設に伴い、圏央道の道路区域に取り込まれた路線につきまして廃止をお願いするものでございます。

次に、議案第20号 長南町道路線の変更についてでございますが、本案は、圏央道建設及び町工事に伴い起終点の位置が変更となりました路線につきまして変更をお願いするものでございます。

次に、議案第21号 長南町道路線の認定についてでございますが、本案は、圏央道建設及び町工事に伴い道路として構築されました路線につきまして新規に認定をお願いするものでございます。

次に、議案第22号から議案第28号までは平成26年度の各会計に係る補正予算に係るものでございます。

議案第22号 平成26年度長南町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれに1億6,102万4,000円を追加し、予算の総額を42億4,325万7,000円にしようとするものでございます。本補正は、事務事業の執行に係る精算及び国の補正予算に伴う地方創生事業費と財政調整基金、教育施設整備基金、積立基金の追加をするものでございます。また、年度内に事業の終了が見込めない個人番号制度に伴う電算システム改修事業による関連の経費などを繰り越明許費として設定するものでございます。

次に、議案第23号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれに5,827万3,000円を追加し、予算の総額を12億6,611万4,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第24号 平成26年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれから1,921万円を減額し、予算の総額を9,539万3,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第25号 平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれから5,445万2,000円を減額し、予算の総額を10億2,856万6,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第26号 平成26年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれに1,163万6,000円を追加し、予算の総額を7,015万円にしようとするものでございます。

次に、議案第27号、農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算それぞれに、14万5,000円を追加し、予算の総額を2億1,401万円にしようとするものでございます。

次に、議案第28号 平成26年度長南町ガス事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入では大口需要のガス使用量減により売り上げを1,063万3,000円を減額し、支出については原ガス購入費、人件費等で912万8,000円を減額するものでございます。年度末の純利益は62万円を見込んでおります。

次に、議案第29号から議案第35号までは、平成27年度の各会計に係る予算に関するものでございます。

議案第29号 平成27年度長南町一般会計予算につきましては、厳しい財政状況の中、各基金からの繰り入れあるいは過疎対策事業債等の借り入れによる財政措置を行い編成させていただきました。小中一貫校校舎整備事業や米満住宅跡地造成事業、昨年度に引き続き実施する防災行政無線デジタル化、地籍調査などの事業を進

めてまいります。これにより、予算の総額を前年度に比較し9.3%、3億7,000万円増の43億5,700万円とするものでございます。

次に、議案第30号 平成27年度長南町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、本予算は平成30年度からの国保の都道府県化を見据えた中で保険財政共同安定化事業が内容変更となったことから、予算総額を前年度比11.9%、1億4,250万円増の13億4,250万円とするものでございます。

次に、議案第31号 平成27年度長南町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、本予算は千葉県後期高齢者医療広域連合の27年度予算に基づき予算総額を前年度比3.7%、360万円の減の9,340万円とするものでございます。

次に、議案第32号 平成27年度長南町介護保険特別会計予算についてでございますが、本案は平成27年度から3年間を第6期介護保険事業計画の期間とし、期間中の認定者数や給付額を見込んだ中で保険料を月額400円の増をお願いすることといたしまして、予算の総額を前年度比1.8%減の10億4,300万円とするものでございます。

次に、議案第33号 平成27年度長南町笠森靈園事業特別会計予算についてでございますが、本予算は歳入歳出予算の総額を前年度と比較し、4%減の5,290万円とするものでございます。

次に、議案第34号 平成27年度長南町農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、本予算は米満住宅跡地の排水管新設工事の実施に伴い前年度と比較し、5.2%、1,120万円増の2億2,760万円とするものでございます。

次に、議案第35号 平成27年度長南町ガス事業会計予算についてでございますが、本案は小口事業における販売量は工業用などの減少により前年度比0.31%減を見込んでおります。また、大口需要では、前年度比0.17%減を見込んでおります。収益的収入では前年度と比較し、0.27%の減、収益的支出では0.04%減となり年度末純利益は109万2,000円を見込んでおります。資本的収支では、前年度に引き続き安定供給の確保に対応するための工事費を計上し、白ガス管入れかえ工事を推進してまいります。

最後に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについてご説明申し上げます。本諮問は、現委員の滝川秀雄氏の任期が本年6月30日をもって満了となることから、新たに富澤勝彦氏を委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上が、今定例会に提案しております36案件の概要でございます。

各議案の詳細につきましては、それぞれ担当室長から説明させますので、よろしくご審議を賜りご可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） これで、提案理由の説明を終わりました。

議案第1号の内容の説明を求めます。

総務室長、田中英司君。

〔総務室長 田中英司君登壇〕

○総務室長（田中英司君） それでは、議案第1号 長南町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号 長南町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について。

長南町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を次のように制定する。

平成27年2月27日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の2ページ、それとあわせまして参考資料の1ページ及び見開きA3版カラー一色の2ページをお開き、ごらんいただきたいと存じます。

まず最初に、教育制度の大幅な法改正が昨年6月に公布され、今年の4月1日から施行されることとなりました。今回この改正に伴い、教育委員会制度が大きく変わるため、との議案第8号、議案第11号及び議案第12号にもその影響による一部改正が生じることとなります。

これまで、教育委員会の課題は、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい。

2点目、いじめ等の問題等に対しまして必ずしも迅速に対応できていないなどのため、教育委員会の改革を断行していくこうとするものでございます。その趣旨といたしましては、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しながら、主に地方教育行政の責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、自治体の長と教育委員会の連携強化、地方に対する国の関与の見直しなど、制度の抜本的改革を行うものでございます。

改正内容の実施内容の1つ目は、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置でございます。従来の教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長をこの自治体の長である町長が議会の同意を経て直接任命することとなる特別職としたものでございます。また、新たな教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するとともに、その第一義的な責任者が教育長であることを明確にし、緊急時にも常勤する教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断できることとなります。また、その任期につきましては4年から3年と変更するものでございます。

あとは、大きく2つ目は、教育長へのチェック機能の強化と会議の明確化。

3つ目は、総合教育会議の設置。

4つ目は、教育に関する大綱を首長が策定するというものでございます。

この新規制定条例でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い教育長が特別職に変更となることから、この教育長の勤務時間、休暇等に関する規定及び職務に専念する義務の免除の特例に関する規定を設けるものでございます。

それでは、この新規の条例でございますけれども、第1条といたしまして、趣旨がございます。この条例につきましては新規条例、全部で3条構成という形になっております。

この第1条の趣旨は、第11条のこの規定に基づき教育長の専念する義務の特例に関するもの、それと教育長の勤務時間、休暇等に必要な事項を定めるという内容をうたってございます。

第2条、これにつきましては勤務時間、休暇等に関する内容をうたってございます。内容等につきましては今までどおり一般職の職員と同様に規定する内容となってございます。

第3条につきましては、職務に対する専念義務の免除に関する内容をうたってございます。これは、旧教育長は今まで一般職の職員として位置づけされており、地方公務員法第35条の規定を根拠に職務を専念する義務を免除する特例に関する規定を条例化することによって定められておりましたが、今回、特別職に変更となる

ことから、この地方公務員法第35条の勤務の適用除外ということになります。改めてこの親法であります新法の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定によりまして、職務専念義務の免除の特例を定めることができるということで、この新規条例の条項を設けるものでございます。

続きまして附則としまして、第1項、施行期日、この条例は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日、平成27年4月1日から施行するものでございます。

第2項といたしまして、経過措置としてこの改正附則法第2条第1項の場合においてこの条例は適用しないということでございます。これについては、現教育長の任期、今年の9月30日まででございます。この間はこの新規条例は適用しないというような経過措置を設けてございます。

最後に、附則第3項といたしまして、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止及び廃止に伴う経過措置の内容をうたってございます。

以上、議案第1号の長南町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についての内容の説明を終わらせていただきたいと思います。大変雑駁な説明でございましたが、よろしくご審議を賜りましてご可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） ここで、議案第1号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は10時20分を予定しております。

（午前10時04分）

---

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時22分）

---

○議長（松崎 熱君） 次に、議案第2号から議案第7号までの内容の説明を求めます。

保健福祉室長、荒井清志君。

〔保健福祉室長 荒井清志君登壇〕

○保健福祉室長（荒井清志君） それでは、議案第2号から議案第7号の条例の内容につきまして、説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いします。

議案第2号 長南町民生委員推薦会条例の制定について。

長南町民生委員推薦会条例を次のように制定する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

初めに、参考資料により説明申し上げますので、参考資料の3ページをお願いします。

民生委員推薦会につきましては、民生委員法第5条の規定により、市町村が設置する組織となっております。名前のとおり、町の民生委員の候補者を都道府県知事に推薦する組織でございます。この推薦に基づき、知事は厚生労働大臣に推薦をすることになります。

1の条例の制定の背景ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の

整備に関する法律、第3次地方分権一括法が平成25年6月に制定されました。この第3次地方分権一括法ですが、今まで国の法律で全国一律に定められていた各種の基準を、市町村の自主性や自立性を高めるために市町村に委ねるというものです。その一環として民生委員法の改正もありました。

2の民生委員法の改正をごらんください。

民生委員法第8条で、推薦会の委員の構成、人数が定められておりましたが、改正後は、「委員は当該市町村の実情に通ずる者のうち、市町村長が委嘱する」のみの記述となり、委員の構成、人数の条文は削除されたところでございます。本町といたしましては、改正前の構成で問題はありませんので、これを町の基準として、改めて民生委員推薦会を設置する条例を新規に制定するものでございます。

議案書の4ページにお戻りいただきたいと思います。

民生委員法の条文となります。第2条で定員を7名、第3条で委員の構成を従来どおり1号から7号とするものでございます。

以下、第9条までの条文については、民生委員法施行令の定める基準どおりに制定するものでございます。

5ページ目をお願いします。

附則ですが、附則の1項として、施行期日ですが、平成27年4月1日から施行するものでございます。

2項として、現委員である者の委嘱及び任期ですが、施行の際、現に推薦会委員である者は、この条例により委嘱し、または任命した者としてみなし、その任期は平成28年7月31日までとするものでございます。

以上で、議案第2号 長南町民生委員推薦会条例の内容でございます。

続きまして、議案第3号 長南町支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例の内容について説明申し上げます。

議案書の6ページをお願いします。

議案第3号 長南町支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例の制定について。

長南町支給認定及び保育所等の利用調整に関する条例を次のように制定する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

初めにこれも、参考資料により説明申し上げますので、参考資料の4ページをお願いします。

1の条例の制定の背景ですが、条例では第1条となるところです。

今まで、保育所への入所に関しては、児童福祉法第24条第1項の規定に基づき必要な事項を定めておりましたが、子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の改正により、保育所等を利用する場合は、保護者は市町村の認定を受けること、また市町村は、認定を受けた子どもについて保育所等と連携をとって利用調整を図ることとなりました。

これを受け、保育所等の入所に係る支給認定及び利用調整に関する必要な事項を定める条例となります。

3の条例の概要（1）の支給認定の申請ですが、この部分は条例では第3条となるところでございます。

子ども・子育て支援法による教育・保育施設を利用する場合の必要な認定区分は、1号認定から3号認定の3区分となります。このうち、保育所等で保育を受けたい場合には、表にあります2号認定、3号認定を受けることが必要となります。

参考までに、一番下の欄に書いておりますが、1号認定というのは、新制度に移行する幼稚園等で保育を受ける場合に必要な認定となります。2号認定と3号認定の区分は、子供の年齢で、3歳以上が2号、3歳未満は3号認定という形になります。いずれも法に定める保育の必要な事由に該当することが必要となっております。

5ページ目をお願いします。

(2) の利用調整のところでございます。条例では第5条となる部分でございます。

町長は、支給認定を受けた子供2号・3号が、保育所、家庭的保育事業者等と連携をとり、利用できるように調整するとしたものでございます。現在、本町は、保育所1カ所のほか、家庭的保育事業者、児童待機もおりませんので、今のところ、この利用調整は不要となっているところでございます。

(3) の長南町保育実施に関する条例の廃止ですが、条例では附則の第3項となるところでございますが、児童福祉法の改正により、保育の実施基準も改正され、入所の基準の条例の委任規定が削除されたことから、この新規条例の制定に合わせて、現行の長南町保育の実施に関する条例を廃止するものでございます。

議案書の7ページにお戻りいただきたいと思います。

長南町支給認定及び保育所等の利用調整に関する条例の条文となります。

第3条で支給認定の申請、第4条では利用は子供1人に1施設に制限するもの。第5条では利用調整、第6条ではこの条例の施行に関して必要な事項は町長が規則で定めるとしたものでございます。

附則ですが、1項として施行の期日ですが、法の施行の日から施行する。2項としまして、この条例の施行前に入所の申し込みがあった場合は、支給認定の申請があったものとみなすものでございます。

以上で、議案第3号 長南町支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例の内容でございます。

続きまして、議案第4号 長南町保育料条例の内容について、ご説明申し上げます。

議案書の9ページをお願いします。

議案第4号 長南町保育料条例の制定について。

長南町保育料条例を次のように制定する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

初めに、これも参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料の6ページをお願いします。

1の条例制定の背景ですが、これは条例の第1条となるところになります。

子ども・子育て支援法の新制度の制定により、教育・保育の利用者負担額、保育料は国の定める基準を上限として、市町村が設定することになります。

3の町が制定する保育料ですが、条例では第3条に当たる部分になります。

新制度下で町が決めなければならない保育料の区分は、この表にある①保育所の保育料と②の新制度に移行する幼稚園の保育料となります。

①の保育所の保育料では、保育の必要量を11時間とした保育標準時間と、保育の必要時間を8時間とした保育短時間に区分されます。①の保育所の保育料では、町内に新たな保育所や小規模保育、家庭的保育等の特定地域型保育の事業者があらわれ、この施設で保育を受ける場合の保育料もこの条例で定める保育料となります。

②の新制度に移行する幼稚園は、長生管内には今のところありませんが、管内・管外にかかわらず、新制度に移行した幼稚園に長南在住の子供が入園した場合は、この条例で定める保育料をその施設に納めるような形となります。

7ページをお願いいたします。

(2) の国の定める基準額ですが、①が保育所の保育料の上限額となっております。所得に応じて8階層、あと3歳未満と3歳以上、保育標準時間と保育短時間に区分されております。その下の表の②が新制度に移行する幼稚園の保育料の上限額となっております。現在、幼稚園の保育料は、所得にかかわらず一律と聞いておりますが、国が今回示した額は所得に応じて5段階という形になっております。

次のページ、8ページ目をお願いします。

(3) が、現在の町の保育料となります。現在、所得に応じて7階層となっております。

次のページ、9ページをお願いします。

(4) が、町の保育料としてこの条例で定めるものとなります。①の保育所の保育料ですが、条例では第3条第2項別表第1となるところでございますが、7ページの国の基準額を上限として定めるものとなります。消費税の税率が8%に引き上げられたことを踏まえ、8ページの現行の保育料と比較して、保護者負担が急増しないように配慮した設定とさせていただいております。

また、現在の保育体制を保つため、保育標準時間と保育短時間は同一料金として設定をしております。現行の体制と申しますと、現行の保育時間は、原則8時から16時。開所時間は朝の7時から夕方の18時30分。朝の7時から8時と夕方の16時から18時30分は時間外保育となります。時間外保育料は徴収しておりませんので、この体制を維持するための保育料となっております。

階層区分は、国の基準に合わせて8階層としておりますが、保育料はG階層とH階層の料金は3歳未満児、3歳以上児とも同額となっておりますので、料金区分は現行と変わらず7区分とさせていただいているところでございます。各階層での保育料は現行とは変えておりませんが、階層を分ける所得をはかる物差しが、所得税から市町村民税の所得割課税額に変わりますので、階層が変わる世帯が生じます。在園児童の世帯で考察してみると、階層が下がり保育料が下がる世帯が13世帯ほど。階層が上がる世帯が2世帯ほどと推定をしているところでございます。

10ページ目をお願いします。

一番上の②が、新制度に移行する幼稚園の保育料となります。条例では第3条第2項の別表2となるところでございます。この保育料については、近隣市町村の認定こども園の保育料を参考として設定をさせていただいております。

その下の4のひとり親世帯や多子世帯の保育料でございますが、現在の現行制度を踏襲した保育料を設定しました。(1)のひとり親等の世帯の保育料は、B階層とC階層においてひとり親等の世帯は、それ以外の世帯と比べ月額2,000円低い額となっております。次のページ、(2)の多子世帯の保育料は、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所等の施設を利用する場合は、2人目の保育料は2分の1、3人目は無料とするもので、これは現行の保育料の設定と同様というような形になっております。

それでは、議案書の10ページにお戻りいただきたいと思います。

長南町保育料条例の条文となります。

第3条2項で、保育所の保育料は、別表第1、幼稚園の保育料は別表第2に示すという内容になります。

第4条で、多子世帯の保育料は別表3に示すとした内容、第6条では保育料の徴収及び減免に関する規定で、この後条例の一部改正で説明することになりますが、現行の保育所設置条例を引き継ぐものとなります。

議案書の11ページをお願いします。

一番下のほう、附則としてこの条例は法の施行の日から施行するという形になります。

以上で、議案第4号 長南町保育料条例の内容でございます。

続きまして、議案第5号 長南町子育て交流館設置条例の内容について説明申し上げます。

議案書の14ページをお願いします。

議案第5号 長南町子育て交流館設置条例の制定について。

長南町子育て交流館設置条例を次のように制定する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

これも初めに、参考資料により説明申し上げますので、参考資料の12ページをお願いします。

まず1の条例制定の背景ですが、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化などで、子供や子育てをめぐる環境が大きく変化する中、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感、不安感等といった問題が生じております。このため、地域において子育て親子の交流等を促進する交流の拠点を整備することにより、子育て中の不安感等を緩和し、子供の健やかな成長を促進することを目的としまして、平成25年9月に寄附を受けた株式会社TKC出版平成道場を子育て交流館と位置づけ活用を図るものでございます。

2の施設の概要ですが、所在は長南町給田498番地の4、土地は2,063平米、建物は410.67平米、1階部分が326.43平米、2階が84.24平米。構造ですが、構造は木造スレートぶき2階建て、平成2年8月に竣工したものです。

議案書の15ページにお戻りいただきたいと思います。

子育て交流館設置条例の条文となります。条例については、他市町村の子育て支援センターとか児童館の設置条例を参考にして制定したものになります。

第3条、用途は、(1)子育ての家庭の交流の場の提供と交流の促進。(2)としまして、子育てサークル及び子育てボランティア育成及び援助。(3)としまして、前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める用途。

第4条で、対象者は(1)町内に在住し在勤もしくは在学する者で、子育て支援に关心がある者または児童福祉に関する機関もしくは子育てボランティア。(2)として、町内に住所を有する児童及び保護者。

(3)としまして、前2号に掲げる者のほか、町長が適当であると認めた者となります。

第6条で、交流館の使用料は無料としております。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行する、となります。

今後の活用でございますが、子育て世代や子育てサークルやボランティアたちの意見等を聞きながら、また厚生労働省の行う地域子育て支援拠点事業の交付金等を利用するなどで、交流の促進、施設の充実を図ってい

くものでございます。

以上で、議案第5号 長南町子育て交流館設置条例の内容でございます。

続きまして、議案第6号の長南町指定介護予防支援等の事業の人員・運営等に関する基準を定める条例の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の16ページをお願いします。

議案第6号 長南町指定介護予防支援等の事業の人員・運営等に関する基準を定める条例の制定について。

長南町指定介護予防支援等の事業の人員・運営等に関する基準を定める条例を次のように制定する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

これも初めに、参考資料により説明申し上げますので、参考資料の13ページをお願いいたします。

1の制定の趣旨ですが、議案第2号と同様な制定の趣旨となります。第3次地方分権一括法が平成25年6月に公布され、介護保険法も改正されました。これにより、これまで省令により全国一律に定められていた指定介護予防支援事業等の基準については、市町村が条例で定めることに委ねられております。

2の制定の主な内容ですが、指定介護予防支援事業と言いますと、介護保険制度の中で要支援者として認定を受けた方々の介護予防にかかる計画、ケアプランと呼ばれるものですが、それを策定する事業となります。この事業を実施するに当たり、人員、運営の基準を定めるものになります。

これまで、法令で定められていた基準については、法令改正により、従るべき基準、参酌すべき基準の2つに分類され、従るべき基準については、法で省令基準に従うように定められているため、省令の基準どおりに制定します。この条例では、第3条第1項になる部分になるところでございます。

参酌すべき基準については、省令で定める基準を十分参照した上で、地域の実情に応じて異なる基準を定めることが許容されるものとされており、長南町においては書類の保存年月日については、国の基準の2年を参考に、町の基準としては金銭債権の消滅時効が5年と規定されていることに鑑み、5年と定めるものでございます。条例では第3条第2項に当たる部分になります。

また、当該事業の指定申請にあっては、その要件として、法人格を有することが定められており、本町の条例においてもこれを準拠して設定をさせていただいております。条例では第4条に当たる部分になります。

議案書の17ページにお戻りいただきたいと思います。

これが新規制定の条文となります。

附則として、この条例は平成27年4月1日から施行する。

以上で、議案第6号 長南町指定介護予防支援等の事業の人員・運営等に関する基準を定める条例の内容でございます。

引き続きまして、議案第7号 長南町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の内容について説明申し上げます。

議案書の18ページをお願いします。

議案第7号 長南町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について。

長南町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例を次のように制定する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

これも参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料の15ページをお願いします。

1の制定の趣旨ですが、議案第6号と同様な制定の趣旨となります。第3次地方分権一括法によりこれまで省令により全国一律で定められていた地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準について、市町村が条例で定めることとなりました。

2の制定の主な内容ですが、(1)として、国の基準から市町村条例へ委任事項は、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数となります。本町においては現行同様、国の示す基準どおりで条例を定めるものでございます。(2)として、国の基準では、1つの地域包括支援センターに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の職を置き、それぞれの員数は各1名となっており、町もこれを準拠するものでございます。条例では第3条第1項に当たるものになるところでございます。

施行期日は27年4月1日となります。

以上で、議案第2号 長南町民生委員推薦会条例から議案第7号 長南町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例までの内容でございます。大変雑駁な説明でございましたが、ご審議賜りご可決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで、議案第2号から議案第7号までの内容の説明は終わりました。

議案第8号の内容の説明を求める。

総務室長、田中英司君。

〔総務室長 田中英司君登壇〕

○総務室長（田中英司君） それでは、議案第8号 長生都市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の21ページをお開きいただきたいと思います。

議案第8号 長生都市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

長生都市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

次に、22ページをお願いしたいと思います。あわせて参考資料の16ページから18ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、この長生広域組合規約の改正の提案理由でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、長生都市広域市町村圏組合規約の改正についての協議を行うに当たりまして、議会の議決を求めるものでございます。

これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正がこの27年4月1日から施行されることに伴い、議案第1号でご説明したとおりの法改正となっております。教育委員会は、今度、教育委員

長と教育長を一本化した新教育長と4人の教育委員で組織構成をすることになる理由になるからでございます。

それでは、議案書の22ページにお戻りいただきまして、本文説明に移らせていただきたいと思います。

この長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を次のように改正するものでございます。

今まで第11条の2に見出しが付されておりませんでしたが、今回見出しとして、「（教育委員会の設置）」を付するものでございます。それと、同条第2項中の「5人」を「、教育長及び4人」に改めるものでございます。次に、第11条の3に見出しといたしまして、「（教育委員の失職に関する事務を処理する選挙管理委員会）」を付するものでございます。

最後、附則事項の関係でございます。

第1項、この規約は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

次に、附則第2項、経過措置に関するものでございます。

この附則第2項につきましては、旧教育長の在任期間中は旧法が適用されるということで、教育長は特別職ではなく教育委員会の一般職の教育委員として在職することとなるものから、従前の例により在職するという形になってございます。

以上、議案第8号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての内容の説明を終わらせていただきます。大変雑駁な説明でございましたが、ご審議賜りましてご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） ここで、議案第8号の内容の説明は終わりました。

議案第9号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

〔企画財政室長兼政策室長 常泉秀雄君登壇〕

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） それでは、議案第9号 長南町まちづくり委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

議案書の23ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第9号 長南町まちづくり委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町まちづくり委員会設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

一部改正に係る条文につきましては、次ページ、24ページをごらんいただきまして、またあわせまして参考資料の19ページをお開きいただきたいと存じます。

今回の一部改正の趣旨といたしましては、現在の委員さんの任期がこの3月末ということも考慮した中で、附属機関等の設置及び運営等に関する指針に基づきまして、委員会の組織について公募による委員の選任について改正させていただこうとするものでございます。

制定の内容につきましては、参考資料の20ページをごらんいただきたいと思いますが、学識経験者を第5号で6人ということで規定しておりましたが、この学識経験者を4人とし、新たに公募による委員を追加し、2人を選任させていただこうとするものでございます。委員の総数は13人で変更はございません。

また、施行期日につきましては、平成27年4月1日からとさせていただくものでございます。

以上、大変雑駁でございますけれども、長南町まちづくり委員会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明を終わらせていただきます。ご審議賜りましてご可決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで、議案第9号の内容の説明は終わりました。

議案第10号から議案第13号までの内容の説明を求めます。

総務室長、田中英司君。

〔総務室長 田中英司君登壇〕

○総務室長（田中英司君） それではまず最初に、議案第10号 長南町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の25ページをお開きいただきたいと思います。

議案第10号 長南町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の26ページ、あわせまして参考資料の21ページから25ページをごらんいただきたいと思います。

まず、提出理由でございます。このたび、行政不服関連3法の改正によりまして、行政指導に関する規定、それと行政指導の中止等の求め、それと処分等の求め、そういうたものを中心といたしまして、行政手続法の一部を改正する法律がこの平成27年4月1日から施行されることとなりました。それに伴い、改正する必要が生じたため、この条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表22ページをごらんいただきたいと思います。

これについては、目次中の変更となってございます。

第4章のところが、行政指導第34条から条文がふえましたので、34条の2。それと、章立てが1章ふえました。第4章の2の処分等の求め（第34条の3）という形で、目次の章立ての変更となってございます。

続きまして、23ページをごらんいただきたいと思います。

大きな改正の新旧対照表の（行政指導の方式）という形で、第33条の第2項が加わったものでございます。この関係につきましては、第34条の2といたしまして、行政指導の中止等を求めることができるということで、追加された条項でございます。

具体的には、行政指導を受けている事業者が、この行政指導の根拠がおかしい、間違った行政指導がなされているといったような場合には、こういった行政指導の中止等の求めを申し出ることができるというものをこの条項で明文化したものでございます。

続きまして、第34条の2でございます。

これにつきましては、行政指導の方式が加わったという形で新たな条項としてこの中止等の求めが加わっているというような状況でございます。

それと、第34条の2、処分等の求めということで、新たな条項が加わってございます。

第34条の3といたしまして、処分等の求めでございます。これにつきましては、1項、2項、3項の構成となっております。具体的には、何人もこの法令違反に対する事実がある場合には、その是正のために処分等を求めることができるということで、追加された条項でございます。具体的には、申出人が処分者である事業者ではなく、第三者の方が見てこの事業者が何かおかしいことをしているのではないかと思われた場合には、その法令違反を発見した申出人が行政庁に直接処分をするように求めることを規定したものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

それと、附則の第2項といたしまして、長南町の税条例で行政手続条例を引用している箇所がございます。したがいましてこの条例改正に生じまして、条項の段ずれが生じます。したがいまして、長南町税条例の一部改正を、第2項の中で、第6条の2第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、それと「第33条第2項」を「第33条第3項」に改めるものでございます。

以上、議案第10号 長南町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、終わらせていただきます。

それでは、引き続きまして、議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び長南町区長設置条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、28ページをお開きください。

議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び長南町区長設置条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び長南町区長設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の29ページをごらんいただきたいと思います。あわせまして参考資料の26ページから38ページをごらんいただきたいと思います。

まず最初に、この議案は主となる改正理由が同一なので、この特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例と、長南町区長設置条例の一部を改正する条例の2本を同時に改正するものでございます。

これにつきまして、理由といたしましては、行政改革による事務改善を図るため、費用弁償の額に関連する条項を削除する条例の一部改正をするものでございます。さらに、補足的に第2条といたしまして、長南町区長設置条例につきましては、毎年度世帯数の変動があるというようなことで、その都度条例改正するのは不都合というようなことで、戸数欄を削除する条例の一部改正もお願いするものでございます。

参考資料の27ページをごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、長生管内の特別職で非常勤の方の報酬金額の一覧表をお示ししてございます。ほかの管内市町村につきましては、既に行革等によりまして費用弁償は支給してございません。今回も長南町につきましても、行政改革によりまして、この日当に係る部分の費用弁償の額、1,700円の支給を削減するものでございます。しかしながら、この報酬金額の、調整金額の管内の支給バランスを勘案いたしまして、その減額分

につきましては、報酬分につけかえて加算いたしまして、3,500円から5,200円に増額するというような形で一般委員の報酬金額を5,200円とするものです。なお、各種附属機関の審議会の長にかかわります会長、委員長さん方につきましては、500円増分の5,700円の日額支給というものに変更するものでございます。

続きまして、参考資料の28ページをごらんいただきたいと思います。

この部分に関しましては、それぞれ各市町村の行政区、自治区の関係でございます。

既にほかの市町村、費用弁償は支給してございません。今回、長南町も同様な形でこの日當にかかる部分の費用弁償の1,700円の支給を削減、純減するという形でお願いするものでございます。その後、年額報酬、行政区数、加入率は、参考にお示ししてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

その他の改正関係につきましては、26ページの参考資料の中段の改正内容をごらんいただきたいと思います。

先ほど申しましたとおり、行革による①②が1,700円分相当を特別職と区長設置条例で削減するということと、区長設置条例の部分の戸数欄の部分の削減をお願いするものでございます。

それと、特別職の関係の中での教育長の関係なんですけれども、今度、教育委員長の項目欄は、新教育長制度の実施に伴い、廃止されることとなりますので、この項目の欄が削除されるということです。

それと、先ほど民生委員会の推薦会の条例が提案されたところですけれども、それに伴いまして、そこのところの委員長、委員の項目をこの新規制定に伴い設置をお願いするというようなものでございます。

続きまして、施行期日でございます。

議案書の35ページをごらんいただきたいと思います。

この施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。

第2項といたしましては、教育長の在任期間中は旧法の地方教育行政の組織及び運営に関する法律が適用されますので、経過措置を設けまして、この旧条例に関する部分はその効力を有するという形で経過措置を規定してございます。

以上、議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び長南町区長設置条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第12号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の36ページをお開きいただきたいと思います。

議案第12号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

それと、あわせまして参考資料の39ページから41ページもあわせてごらんいただきたいと思います。

この提出理由でございます。

これも同様な形で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長が特別職になること。それと、行革による事務改善によることから、一部の改正をお願いするものでございます。

議案書の37ページをごらんいただきたいと思います。

第1条で、町長、副町長の次に、今度は新たに教育長が特別職となることから、教育長をこの条項に新たに加えるものでございます。

続きまして、第2条でございます。第2条第2項、第3項で、この改正に合わせまして今まで給料月額の日割り規定を明確に定めておりませんでしたので、この改正に合わせ、2項、3項でつけ加えるものでございます。

それと、第6条の見出しを、今度は「給与及び旅費の支給方法」に改めるものでございます。

それと、附則第11項は、形骸既定として削除という形での一部改正をお願いするものでございます。

次に、別表第1、第2を改めるものでございます。

別表第1では、今まで町長と副町長の給料月額報酬をお示ししておりましたが、新たにこの表に、下段部分に教育長の給料月額、57万7,000円をつけ加えることとなります。

それと、別表第2、第5条関係。これにつきましては、行革による事務改善により、日当欄を削除するものでございます。

次に、最後、附則といたしまして、第1項の施行期日を4月1日から、をうたってございます。

それと、第2項につきましては、経過措置といたしまして、教育長の在任期間中の旧法の適用関係をうたつてございます。新法に切りかわるまでは、今までの条例が生きて、切りかわってからこの条例が適用となるというような経過措置で、その効力を有するという形でのうたい文句となっております。

よろしくお願いいたします。

以上、議案第12号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明を終わらせていただきたいと思います。

引き続きまして、議案第13号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の39ページをお開きください。

議案第13号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

次に、議案書の40ページ、あわせまして参考資料の42ページから47ページにかけてごらんになっていただきたいと思います。

まず、提出理由でございます。

これにつきましては、国、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づきまして、平成26年度分の給与条例の一部改正につきましては、昨年の第2回臨時議会をお願いし、12月1日に実施したところでございます。今回、平成27年度分についての国県の給与構造改革に伴う地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し、それと、職務や勤務実績等の実態に照らし合わせた中で、給与制度の総合的見直しという形で給料表の平均2%の引き下げをはじめ、各種手当の見直しを国では既に実施済みではございますが、県はこの2月

定例議会で同様な内容で給与条例の改正をする予定でございます。したがいまして、それも町も準拠することから、同様な内容等で見直すために条例の一部を改正するお願いをするものでございます。

それでは、この条例の参考資料の43ページの平成27年度給与制度の総合的見直し概要を中心といたしまして、議案書の内容等織りませながら説明させていただきたいと思います。

まず1点目。給料表の関係でございます。行政職給料表1表、2表、平均2%引き下げるものでございます。なお、この引き下げる内容でございますけれども、1級職員の若手職員につきましては、全部の各号、それと、2級職員の一部については、若手の職員については、引き下げは行わないというような給料表となっております。

次に、55歳を超える職員についての給料関係ですけれども、現在6級以上の管理職職員の給料につきましては、1.5%の減額支給を行っております。しかしながら、今回の改正で給料表の水準の引き下げ及び高位給の給料表の適正化に伴いまして、平成30年3月31日をもってこの関係については廃止するものでございます。

議案書の40ページの下から5行目、その内容については、附則第30項中「当分の間」を、「平成30年3月31日までの間」に、次の表の職務の級の欄中「7級」を「6級」に改めるとするというそこの箇所に、うたってございます。

また、全職員に対しましては、いわゆる激変緩和の一環といたしまして、見直しに伴う新たな給料表に切りかわる経過措置といたしまして、給料月額が本年3月31日に受けている給料月額に達しない職員の方に対しましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置といたしましてその差額を支給するものとする、いわゆる減額補償を実施するものであります。これは、議案書の48ページの附則の第3項の中で、給料表の切りかえに伴う経過措置というような中でうたうものであり、これに関連いたしまして附則第4項から第6項まで、詳細差し控えますけれども、給与条例の附則事項としてその内容は記述しております。

なお、給料表の改正についての給料表の1表、2表、それにつきましては、議案書の41ページから47ページに記載されている内容となっておりますので、ごらんいただき、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2番目の諸手当等の関係でございます。

最初に単身赴任手当等の関係でございます。単身赴任手当の基礎額となる現行月額2万3,000円を7,000円引き上げまして、月額3万円に変更、加算額の限度額、変更して、それと、加算額の限度額を現行の月額4万5,000円、それを2万5,000円引き上げまして、月額7万円に変更するものでございます。

次に、2番目といたしまして、管理職職員の特別勤務手当の関係でございます。これにつきましては、最近の気象情勢の急激な変化、あるいは頻繁する災害に対しまして、それに対処する緊急臨時の必要によりやむを得ない状況により出勤するケースに対応するものでございます。今まで、休日等にのみ支給されておりましたが、今回、休日等以外の、平日の深夜、午前0時から午前5時までに勤務した場合には、1回につき6,000円を超えない範囲内の金額で支給するものでございます。また、休日等に勤務した場合の支給額につきましても、1万円から1万2,000円に引き上げを行うものとして、支給範囲を拡充するものでございます。

次に、再任用職員の関係でございます。再任用職員につきまして、その他といたしまして、単身赴任手当を今回改正として支給するという内容でございます。それと、期末手当の関係なんですけれども、これにつきましては、第18条第5項中、4級以上というようなものを5級以上に改めるものでございます。これは、機構改

革による役職名の改正によることから期末手当の役職加算手当は係長以上とすることから、変更するものでございます。

次に、改正本文、附則の第33項中、「100分の1.2375」を、「100分の1.125」に、「100分の82.5を100分の75」に改めるものでございますが、これは、55歳を超える職員の給料月額1.5%を減じて支給されている職員の勤勉手当の支給率を改正するものでございます。

最後に、施行期日の関係でございます。

48、49ページをごらんいただきたいと思います。

この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項から第6項の事項の説明につきましては、先ほど途中経過で説明したとおり、切りかえ日前の異動者の号給の調整と、それと給料の切りかえに伴う経過措置に関する規定の内容となっております。

附則の第7項は、規則への委任ということで、この条例の施行に関しまして必要な事項は町長が別に定めるというような内容での委任規定をお示ししてございます。

以上、議案第10号から議案第13号まで、大変雑駁な説明で申しわけございませんでしたけれども、よろしくご審議を賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） ここで、議案第10号から議案第13号までの内容の説明を終わりました。

議案第14号の内容の説明を求めます。

住民課長、唐鎌幸雄君。

〔住民課長兼税務住民室長 唐鎌幸雄君登壇〕

○住民課長兼税務住民室長（唐鎌幸雄君） それでは、議案第14号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきまして、内容の説明をさせていただきます。

議案書の50ページをお開きいただきたいと思います。

議案第14号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

次のページをお願いいたします。

参考資料といたしまして、新旧対照表をお配りしてございますが、そちらは49ページになりますので、あわせてごらん願います。

今回の改正は、先ほど特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正におきまして説明がありましたが、改正いたします理由につきましては、同様でございます。固定資産評価審査委員会条例第4条に規定されております委員の日額費用弁償の部分につきまして、削らさせていただくものでございます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日とさせていただくものであります。

大変雑駁な説明でございましたが、議案第14号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきご可決をくださいますようお願いを

申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで、議案第14号の内容の説明は終わりました。

議案第15号の内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

〔地域整備室長 松坂和俊君登壇〕

○地域整備室長（松坂和俊君） それでは、議案第15号 長南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明をさせていただきます。

議案書の52ページをお開き願いたいと存じます。

議案第15号 長南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

次のページ、53ページをごらんいただきたいと思います。

長南町手数料条例、平成12年長南町条例第2号の一部を次のように改正するものでございます。

この内容でございますが、議案の参考資料で説明させていただきますので、50ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、1の制定の趣旨、改正の趣旨でございますが、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護法でございますが、この一部を改正する法律（平成26年法律第46号）が第186回通常国会において成立し、平成26年5月30日に公布されたことによりまして、この法律を引用している条例、手数料条例の一部改正をお願いするものでございます。

この鳥獣保護法の改正についてでございますが、この法律は、今まで、野生の鳥獣の保護と狩猟のための法律でございましたが、近年、鹿、イノシシ等の被害が深刻化してきたことから、これらの鳥獣の捕獲を行い、適正な水準、数に減少させていかなくてはならないことから、この捕獲関連の項目を追加するため、法律の一部改正を行ったところでございます。

次に、2の制定の内容、改正の内容でございますが、次のページ、51ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

手数料を徴収する事務につきましては、別表に示されておりまして、22に鳥獣飼養登録票の交付、更新、再交付手数料となっておりますが、ここに引用されております法の題名を、「鳥獣の保護及び」の次に、「管理並びに」を加え、改正するものでございます。右の現行の法律名、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に、「管理並びに」を加え、左の改正案になりますが、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改正するものでございます。

附則の施行期日につきましては、平成27年5月29日から施行とするものでございます。これにつきましては、この法律の改正は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲において、政令で定める日から施行するとされておりまして、平成26年11月18日に、その施行期日を平成27年5月29日と定める政令が閣議決定されたものでございます。

以上で、議案第15号 長南町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきました。大変雑駁な説明でございましたが、ご審議をいただき、ご可決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで、議案第15号の内容の説明は終わりました。

議案第16号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、荒井清志君。

〔保健福祉室長 荒井清志君登壇〕

○保健福祉室長（荒井清志君） それでは、議案第16号 長南町保育所設置条例の一部を改正する条例の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の54ページをお願いします。

議案第16号 長南町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

これにつきましては、参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料の52ページをお願いします。

1の一部改正の要旨でございますが、長南町保育所条例の新規制定に伴い、長南町保育所設置条例第8条の保育料の徴収及び減免の規定を削除するものでございます。その下の、2の新旧対照表の現行の欄に、削除する序文がございますが、この基準、内容については、保育料条例第6条に引き継いでおるものでございます。

施行期日は、平成27年4月1日となります。

以上で、議案第16号 長南町保育所設置条例の一部を改正する条例の内容でございます。大変雑駁な説明でございましたが、ご審議賜りご可決くださいますようよろしくお願ひします。

○議長（松崎 熱君） これで、議案第16号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は午後1時を予定しております。

（午前11時39分）

---

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

○議長（松崎 熱君） 次に、議案第17号の内容の説明を求めます。

住民課長、唐鎌幸雄君。

〔住民課長兼税務住民室長 唐鎌幸雄君登壇〕

○住民課長兼税務住民室長（唐鎌幸雄君） それでは、議案第17号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容の説明をさせていただきます。

議案書の56ページをお開き願います。

議案第17号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

次のページをお願いいたします。

参考資料といたしまして、新旧対照表をお配りしてございますが、そちらは56ページになります。

今回の改正は、第2条におきまして、国民健康保険運営協議会の委員の定数について定めておりますが、その定数につきまして、それぞれ4人から3人に改めさせていただくものでございます。

国保運営協議会は地方自治法による町の附属機関として位置づけられ、また国民健康保険法第11条で、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、とされており、さらに同法施行令において、被保険者代表、保険医または保険薬剤師代表、公益代表、それぞれ同数ずつをもって組織することとされております。

長南町におきましては、当初の昭和34年から現在まで委員の定数の改正はなく、4名ずつの計12名の委員により行われてまいりました。これは、合併当初から4地区1人ずつという考え方からそうされていたのではと推察するところでございます。近年は人口も減少しており、また開業医数も6事業所から3事業所に減少していることもあります、このたび改正をさせていただきたく、ご提案をさせていただくものでございます。

施行期日につきましては、現在の委員の任期は27年6月30日となっていることから、平成27年7月1日とさせていただくものであります。

さらに、2月6日に行われました国保運営協議会におきまして諮問をさせていただき、ご同意をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

なお、参考までに、郡内の状況についてでございますが、町村では各3名ずつ、茂原市においては各5名となっております。

よろしくご審議をいただきご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで、議案第17号の内容の説明は終わりました。

議案第18号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、荒井清志君。

〔保健福祉室長 荒井清志君登壇〕

○保健福祉室長（荒井清志君） それでは、議案第18号 長南町介護保険条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明申し上げます。

議案書の58ページをお願いします。

議案第18号 長南町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

初めに、参考資料により説明申し上げますので、参考資料の57ページをお願いします。

1の制定の趣旨でございますが、1つが平成27年度から29年度までの第6期の介護保険料を定めるため。もう1つは、第6期で取り組む介護予防・日常生活支援総合事業及び認知症支援総合事業、新しい総合事業と呼んでおりますが、の開始時期を規定するため、長南町介護保険条例の一部改正を行うものでございます。

2の制定の主な内容でございますが、（1）の第6期介護保険料ですが、平成27年度から29年度の3カ年に見込まれる介護保険給付費に基づき、必要となる介護保険料額を算出します。保険料率を第1号被保険者の所得区分に応じて、年額の保険料額を定めるものでございます。条例では第2条の改定部分というふうになります。

参考資料の58ページをお願いします。

保険料の改定の内容を表にあらわしたものでございます。

第6期では、所得水準の基準に応じて、きめの細やかな保険料設定を行う観点から、国の政令が改正され、標準段階がこれまでの6段階から9段階に見直されることとなりました。本町の第6期における段階設定については、国の標準段階どおり9段階とし、段階における料率、基準額に対する割合となりますが、についても、国の標準どおりとさせていただいておるところでございます。

現行の本町の基準額は、第4段階で月額4,800円。この改正で第6期の基準額は、第5段階で月額5,200円となり、400円の増額となります。高齢者数や認定者数も穏やかではありますが、増加、また後期高齢者の占める割合が増加し、この3年間で必要な介護給付費も増加することを見込み、増額をお願いするものでございます。

59ページをお願いします。

条例の附則第2条及び第3条で規定する保険料の特例を表に示したものでございます。

第1段階の保険料は、基準額の5割で定めますが、特例として、第1段階の、平成27年度、28年度の保険料は基準額の4割5分とし、平成29年では3割とするものでございます。また、第2段階と第3段階の保険料は、基準額の7割5分で定めますが、特例として、平成29年度の保険料は基準額の7割とするものでございます。低所得者対策及び平成29年度に消費税が10%に引き上げられることを想定したものでございます。

57ページにお戻りいただきたいと思います。参考資料の57ページにお戻りいただきたいと思います。

2の制定内容の主な内容のところの（2）になります。

第6期の介護保険事業計画では、全ての高齢者を対象とした一般介護予防事業、市町村の裁量による多様なサービスを提供する介護予防・生活介護サービス事業及び認知症総合支援事業を加えた予防事業、新しい総合事業と呼んでおりますが、これに取り組むことになります。

平成27年4月1日に施行することになっておりますが、条例で規定する場合には、平成29年3月31日までの施行期間を設けることができます。

新しい総合事業への移行を円滑に行うため、この猶予期間を活用し、施行日を平成29年4月1日と規定するものでございます。条文では、条例の附則第5条となる部分でございます。

以上で、議案第18号 長南町介護保険条例の一部を改正する条例の内容でございます。大変雑駁な説明ではございましたが、ご審議賜りご可決いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） これで、議案第18号の内容の説明は終わりました。

議案第19号から議案第21号までの内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

[地域整備室長 松坂和俊君登壇]

○地域整備室長（松坂和俊君） それでは、議案第19号から議案第20号までの道路台帳補正における町道の廃止、変更、認定につきまして、ご説明を申し上げます。

今回お願ひいたしております内容につきましては、町道の廃止が7路線、変更は13路線、認定は8路線の計28路線となっております。

それでは、議案書の60ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第19号 長南町道路線の廃止から、内容の説明を申し上げます。

議案第19号 長南町道路線の廃止について。

道路法（昭和20年法律第180号）第10条第3項の規定により、長南町道路線を別紙のとおり廃止することについて議会の議決を求める。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

次のページ、61ページをお願ひいたします。

町道廃止路線の住所でございます。町道廃止路線の内訳でございますが、その他3級町道でございます。1ブロック、これは長南地区となります。長南坂本地先の2路線で、整理番号は177、205となっております。次に、2ブロック、これは豊栄東部地区でございまして、千手堂地先の1路線で、整理番号は584でございます。次に、4ブロック、これは西地区でございまして、報恩寺地先1路線、竹林地先の2路線、岩撫地先1路線の計、4路線となっております。整理番号は1151、1454、1535、1545となっております。合計で7路線でございます。

次のページ、62ページをお願ひいたします。

廃止路線の調書でございます。

廃止をお願ひいたします路線名は、一番上左側の整理番号、177の3級町道、坂本17号線から一番下の整理番号1545の3級町道岩撫17号線までを記載させていただいております。今回廃止をお願ひいたしますこの7路線につきましては、圏央道の建設に伴い、圏央道の道路区域に取り込まれたため廃止をお願いするものでございます。以上が町道の廃止につきましての内容でございます。

続きまして、次の63ページをお願ひいたします。

議案第20号 長南町道路線の変更につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案第20号 長南町道路線の変更について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、長南町道路線を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

この道路線の変更につきましては、13路線をお願いしております。

次の64ページをお願ひいたします。

町道の変更路線の調書でございます。

町道の変更路線の内訳でございますが、まず2級町道ですが、東地区、地引地先の1路線で、整理番号は67

でございます。次に、その他の3級町道となります、まず1ブロック、これは長南地区でございますが、長南地先の1路線、坂本地先の3路線、計4路線で、整理番号は135、181、203、225でございます。

次に、2ブロック、豊栄地区で千手堂の2路線となっておりまして、整理番号は577、583でございます。

次に、3ブロック、東地区で、地引地先が1路線で、整理番号は891でございます。

続きまして4ブロック、西地区、茗荷沢の2路線、竹林地先の2路線、市野々地先の1路線、計5路線となっておりまして、整理番号は1477、1489、1451、1452、1320となっております。

以上、合計で13路線でございます。

次に、次のページの65と66ページをお願いいたします。

変更13路線の調書でございます。整理番号、上の67の2級町道、地引矢板線から、次の66ページ一番下の整理番号1320の3級町道、市野々53号線までを記載させていただいております。

今回変更をお願いいたします13路線につきましては、圏央道建設に伴うものが11路線、改良に伴うものが1路線、開発に伴うものが1路線となっております。これらの町道のつけかえなどにより、起点、終点の地番の表示と道路延長、道路幅員の変更をお願いするものでございます。

整理番号で申しますと、一番上の67の2級町道地引八板線が道路改良、これは歩道整備に伴い。また66ページの下の整理番号1320の3級町道、市野々53号線、これにつきましては、市野々地先の開発に伴い、あと残るそのほかにつきましては、圏央道の建設に伴い変更をお願いするものでございます。以上が、町道の変更につきましての内容でございます。

続きまして、次の67ページをお願いいたします。

議案第21号 長南町道路線の認定につきまして、内容の説明を申し上げます。

議案第21号 長南町道路線の認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、長南町道路線を別紙のとおり認定することについて、議会の議決を求める。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

今回、道路線の新規の認定でございますが、8路線をお願いしております。

次のページの68ページをお願いいたします。

町道新規認定の路線調書でございます。

町道認定路線の内訳でございますが、その他3級町道でございまして、1ブロック、長南地区で坂本地先の4路線、蔵持地先の2路線、計6路線で、整理番号は1614、1615、1616、1618、1628、1629でございます。

次に4ブロック、西地区でございますが、竹林地先の2路線で整理番号は1620と1621でございます。

合計で8路線となります。

次の69ページをお願いいたします。

認定路線の調書でございます。認定をお願いいたします整理番号1614の3級町道142号線から、整理番号1629の3級町道、蔵持49号線までの8路線を記載させていただいております。

今回これらの路線につきましては、圏央道建設に伴い代替道路として新設されたもので、町道の認定をお願いするものでございます。整理番号1614から1621までの6路線がこの圏央道関連でございます。

また、その下の整理番号1628と1629の2路線につきましては、道路改良工事に伴う支線の整備によりまして、新たに認定をお願いする2路線でございます。

認定の内容につきまして、起終点の地番表示、延長、幅員などを記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。以上が新規認定をお願いする内容でございます。

なお、今回お願いしております廃止、変更、認定の各路線の位置につきましては、図面を議員控室に張らせていただいております。後ほどご確認をいただきたいと存じます。

以上、議案第19号 道路線の廃止について、議案第20号 道路線の変更について、議案第21号 道路線の認定につきましての説明とさせていただきます。大変雑駁な説明でございましたが、ご審議をいただきご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで、議案第19号から議案第21号までの内容の説明は終わりました。

議案第22号の内容の説明を求める。

企画財政室長、常泉秀雄君。

〔企画財政室長兼政策室長 常泉秀雄君登壇〕

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） それでは、議案第22号 平成26年度長南町一般会計補正予算（第5号）の内容の説明を申し上げさせていただきます。

今回の補正予算の内容といたしましては、今年度の最終補正となりますので、全般を通して事務事業の精算によります減額の補正、また国の平成26年度補正予算に伴います地方創生関連経費の追加補正並びに財政調整基金及び教育施設整備基金への積み立てが主なものとなってございます。なお、総務費、民生費、衛生費、土木費の各款におきまして、繰越明許費の設定をさせていただいております。

それでは、議案書の70ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第22号 平成26年度長南町一般会計補正予算について。

平成26年度長南町一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

平成26年度長南町の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に1億6,102万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億4,325万7,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条でございます。繰越明許費でございますが、地方自治法の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用できる経費は第2表の繰越明許費によるものとさせていただくものでございます。総務費、民生費、衛生費、土木費に設定させていただくものでございます。

第3条、地方債の補正でございますけれども、地方債の変更は第3表の地方債補正によるものでございます。

それでは、6ページをお開きいただきたいと存じます。

6ページ第2表の繰越明許費でございますけれども、2款総務費、2項総務管理費でございますけれども、地方創生に関する国と補正予選に伴う事業でございます。補正対応の事業が対象となるものでございますので、地方版総合戦略策定事業、地方創生先行型事業、プレミアム商品券販売補助事業につきまして、本議会で補正をお願いし、繰越により実施させていただくものでございます。

次の2款2項賦課徴収費、また3款1項社会福祉費、2項児童福祉費、4款1項保健衛生費につきましては、番号制度の導入に伴いますシステム改修に係る事業費でございますけれども、年度内の完了が見込めないことから、繰り越しをお願いするものでございます。

最後の7款土木費、2項道路橋梁費では、道路橋梁修繕工事に係る入札につきまして不調となったことから、繰り越しをお願いするものでございます。

7ページに移ります。

第3表の地方債補正でございます。緊急防災・減災事業で実施しております防災行政無線のデジタル化事業の精算によりまして、借入額を3,200万円から2,800万円に減額するものでございます。

それでは、事項別明細書により、歳出からご説明を申し上げます。

16ページをお願いいたします。

冒頭に申し上げましたけれども、平成26年度の最終補正となりますので、事業の精算、決算を見込んだ中の減額の補正が多くなっております。誠に恐縮でございますけれども、事業の精算と人件費の精算の補正につきましては、内容の説明を省略させていただきます。

2款総務費、1項1目一般管理費は、105万6,000円の追加でございます。4節の共済費、11節需用費、14節使用料及び賃借料では不足が見込まれることから、所要額の追加をお願いするものでございます。13節委託料では平成27年度の機構改革に備えた人事給与システムの改修経費、また無料法律相談の実施回数が見込みを上回ったことによりまして補正するものでございます。

2目の文書広報費は、10万円の減額でございます。

5目財産管理費は738万8,000円の追加補正をお願いするものでございます。庁用車の燃料費及び車検代、庁舎等の修繕、光熱費で不足が見込まれることから、11節需用費、また13節で庁舎前の樹木等の伐採に係る清掃委託、14節ではコピー機の使用料、15節工事請負費では点検結果によります庁舎の受水槽の改修工事、また備品購入費では庁舎事務室のカーテンをブラインドロールスクリーンに交換するもので、その所要額を追加するものとなります。特定財源につきましては、まちづくり基金からの繰入金、また行政財産の使用料となっております。

17ページになります。

6目企画費は、15万1,000円の減額でございます。

9目防災対策費は448万3,000円の減額でございます。防災行政無線デジタル化工事の精算に伴い、減額をするものでございます。特定財源の減額といしましては、緊急減災・防災事業債の借り入れ減となります。

10目無線共聴施設管理事業費は101万円の追加でございます。電気料また施設の維持工事費の追加をお願いするものでございます。

11目有線共聴施設事業費は電気料に不足が見込まれるため、追加をお願いするものです。

12目過疎対策費は、4万8,000円の追加補正でございます。新公共交通システム、デマンドタクシー運行業務におきまして、利用者数の増等により不足が見込まれるため、追加させていただくものでございます。

15目地方創生事業費でございます。4,852万2,000円を新たに追加するものでございます。国の平成26年度補正予算に伴いまして交付される交付金でございます。地域住民生活等緊急支援交付金4,400万円及び県のプレミアムつきの商品券交付金を財源といたします事業を実施するために、新たな目を設定させていただきました。

内容といしましては、地方版総合戦略の策定経費、また結婚支援、子育て支援、また町の情報、魅力発信の経費、町おこし活動に関する経費を計上させていただくとともに、地方の消費喚起として実施するプレミアム商品券の販売経費についてあわせて計上させていただくものでございます。

18ページに移ります。

2項徴税費でございますけれども、2目賦課徴収費では財源更正となっております。個人番号システム整備に関する国の補助金が追加となったものでございます。

4項選挙費、3目千葉県議会議員選挙費は35万5,000円の減額でございます。

また、19ページになりますけれども、4目の衆議院議員選挙費は59万6,000円の減額でございます。特定財源は国県のそれぞれの委託金が減額となっております。

5項統計調査費、2目期間統計調査費は8万6,000円の減額でございます。調査員報酬の減額とこれに伴う特定財源で県委託金の追加でございます。

3款民生費でございます。1項1目社会福祉費でございますけれども、649万3,000円の追加となります。

20ページをお開きいただきたいと思います。

20ページの20節扶助費では、補装具の給付費、在宅重度知的障害者等の福祉手当給付費、訓練等給付費、介護給費をそれぞれ追加させていただくものでございます。23節でございますけれども、平成25年度における障害児通所給付費等に係る国庫負担金の返還金を追加するものでございます。21ページに移りますが、28節では介護保険会計への繰り出しが減額となる一方、国保会計への繰り出しが増加しております。

社会福祉総務費の中で行います多くの事業は、国県の補助対象になっておりますので、事業の精算により減になる補助金、事業追加により増額になる補助金もありまして、社会福祉費全体では国県の支出金は862万6,000円の減額となったところでございます。

2目老人福祉費でございますけれども、266万5,000円の減額でございます。事業の精算による減額でございますが、対象者数の減によるものが主なものでございます。その他の特定財源といしまして、老人福祉施設、入所者の負担金となってございます。

続きまして、6目後期高齢者医療費は365万9,000円の減額でございます。後期高齢者医療広域連合事務費負担金の減額の補正と特別会計への操出金の減額となります。これに伴いまして、特定財源後期高齢者医療基盤安定の県負担金が減額となります。

7目臨時福祉給付金事業費は、990万4,000円の減額でございます。事業の精算による減額補正と、これに伴います国庫補助金の減額となってございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございますが、60万円の追加補正をお願いするものでございます。出産祝金及び22ページになりますけれども、児童クラブ設置育成事業の委託料を追加させていただくものでご

ざいます。

2目児童措置費でございますが、365万5,000円の減額でございます。児童手当の減額と、これに伴います国県の負担金の減額となっております。

3目児童福祉施設費でございますけれども、56万1,000円を追加するものでございます。修繕料を追加し、一方、児童給食費を減額するものでございます。特定財源は保育緊急確保事業費、国県の補助金でございます。

4目子育て世帯臨時特例給付金事業費は100万2,000円の減額となります。事業の精算による減額と、これに伴います国補助金の減額となります。

4款衛生費でございます。1項1目保健衛生総務費でございますが、7万5,000円の減額です。臨時職員賃金の減額、広域組合負担金の追加補正をするものでございます。

2目予防費でございますが、302万3,000円の減額となります。事業の精算による減額と、高齢者に関する予防接種委託料の追加補正をお願いするものでございます。その他特定財源の減は、健康診査等の受診者負担金でございます。

23ページに移ります。

3目母子保健費でございますけれども、249万6,000円の減額となります。特定財源といたしましては、子ども医療費助成事業の県補助金でございます。

4目健康推進費でございます。208万6,000円の減額をお願いするものでございます。特定財源の国県支出金は国のがん検診推進事業の補助金と県の健康増進事業補助金となります。また、その他特定財源といたしましては、後期高齢者医療広域連合受託料また健康診査等の受診者の負担金でございます。

5目環境衛生費は424万4,000円の減額でございます。有害鳥獣駆除の報奨金の追加と、24ページになりますが、合併処理浄化槽設置整備事業の精算になります。26年度は11基の設置でございました。合併処理浄化槽の設置整備事業につきましては、国県の補助事業となりますので、特定財源の国県支出金を減額するものでございます。

2項1目じんかい処理費でございますが、95万7,000円の減額でございます。広域組合の負担金の減額でございます。

5款農林水産業費でございます。1項2目農業総務費でございますが、18万4,000円の減額。

次に、3目農業振興費でございますけれども、694万6,000円の減額となります。精算によります減額と地域農業整備事業補助金ほかの追加でございます。特定財源の国県支出金では、水田自給率向上対策事業、農産产地支援事業及び有害鳥獣防止対策事業の県の補助金と、青年就農者の確保・育成給付事業及び鳥獣被害防止総合対策に係る国の補助金となります。その他の特定財源は地域農業推進基金からの繰入金でございます。

25ページに移ります。

4目農村総合整備費は250万円の減額となります。農業集落排水特別会計の操出金の減によるものでございます。

6目農地費でございますが、49万7,000円の追加でございます。広域農道の側溝の改修を行うものでございます。

7目補助整備費でございますが、177万4,000円の減額となります。

8目農村環境改善センター費は修繕料ほかで68万8,000円の追加となります。

6款商工費でございます。1項2目観光費でございますが、10万3,000円の減額となります。ゴルフ場キャンペーンに係る報償費の減額と、次の26ページになりますが、観光振興活動への補助金の追加をお願いするものでございます。その他特定財源は地域づくり基金からの繰入金でございます。

7款土木費でございます。1項土木管理費では、全体では359万6,000円の減額でございます。

2目地籍調査費の特定財源は地籍調査事業負担金となります。

2項の道路橋梁費でございますが、2項の全体の減額は75万6,000円の減額となってございます。

まず、2目では道路維持費の特定財源でございますけれども、これにつきましては、舗装本復旧工事に係る原因者からの負担金でございます。

3項の河川費でございます。河川費につきましては、32万8,000円の減額となったところでございます。

5項都市計画費では、399万円の減額でございます。特定財源の国県支出金は耐震事業に係ります国の社会資本整備総合交付金及び戸建て住宅の耐震の県補助金でございます。またその他の特定財源につきましては、地域づくり基金からの繰入金となってございます。

次の27ページをお願いいたします。

8款消防費でございます。2,000円の追加となります。広域組合の消防費負担金の追加補正をお願いするものでございます。

9款教育費でございます。1項2目事務局費でございますけれども、48万2,000円の追加でございます。人事異動によります人件費の補正が主なものとなっております。特定財源は幼稚園の就園奨励費国庫の補助金でございます。

28ページをお開きいただきたいと存じます。

3目義務教育振興費は22万3,000円の減額でございます。精算による減額、また適用指導教室事務委託料の追加でございます。

2項小学校費、1目学校管理費は、63万円の減額でございます。精算によります減額のほか、需用費、備品購入費で追加をさせていただくものでございます。

2目教育振興費は38万2,000円の減額となります。国際理解教育指導委託料ほかの追加と精算による減額となります。特定財源は特学奨励費の国庫補助金でございます。

29ページに移ります。

3項中学校費、1目学校管理費は12万7,000円の追加となります。電気料の追加が主なものでございます。

2目教育振興費は100万3,000円の減額でございます。就学援助費ほかの減額とインターネット接続料の追加でございます。特定財源の国県支出金は特学奨励費の国庫補助金及び要保護児童・生徒援助費の国庫補助金でございます。

4項社会教育費、1目社会教育費でございますが、37万4,000円の減額となります。

次の30ページをお開きいただきたいと思います。

2目公民館費でございますが、15万8,000円の追加でございます。精算によります減額のほかに、修繕料また電気料に不足が生じるために追加をお願いするものでございます。

3目文化財保護費は15万9,000円の減額でございます。

5項保健体育費になります。1目保健体育総務費は233万4,000円の減額でございます。事業の精算による減額ほか修繕料の追加をお願いするものでございます。特定財源につきましては、国からの交付金とその他特定財源はスポーツ施設使用料でございます。

2目給食施設費でございますが、179万7,000円の追加となります。精算に伴う減額、修繕料等の追加が主なものでございます。その他の特定財源284万円の減額は学校給食費の負担金でございます。

31ページに移ります。

11款公債費でございますが、117万6,000円の減額でございます。償還額の確定によりまして補正をお願いするものでございます。その他の特定財源は預金の利子でございます。

12款諸支出金、3項の基金費でございます。各種基金への積み立てを行うものでございます。

1目財政調整基金につきましては、前年度からの繰越金額の2分の1を目途として積み立てるものでございます。その他の特定財源といたしましては、寄附金と利子となります。

32ページをお開きいただきたいと存じます。

7目の教育施設整備基金では、小学校の校舎建設に向けた財源対策として積み立てをお願いするものです。その他の特定財源は利子となります。

減災基金ほかの基金にはそれぞれの基金から生じた利子を積み立てさせていただくものでございます。

次に、歳入につきましてご説明を申し上げます。

11ページにお戻りいただきたいと存じます。

歳入でございますけれども、1款町税、1項町民税でございますけれども、1目個人町民税につきまして1,500万円減額いたしまして、また2目の法人町民税につきまして同額を追加するものでございます。

2款の地方譲与税、6款地方消費税交付金につきましては、国県からの財政情報に基づきまして、それぞれ補正をお願いするものでございます。

9款地方特例交付金につきましては、決定した交付額の全額を計上させていただくものでございます。

12款分担金及び負担金、13款使用料及び手数料、14款国庫支出金、15款県支出金、16款財産収入、17款寄附金、18款繰入金、20款諸収入、また21款町債のそれぞれの特定財源につきましては、歳出のご説明で説明させていただきましたので、説明のほうは恐縮ですが、省略をさせていただきます。

19款の繰越金でございますけれども、前年度からの繰越金の全額を計上させていただくものでございます。

なお、人件費の補正につきましては、33ページ以降に明細を記載させていただいてございますので、後ほどごらんをいただきたいと存じます。

以上をもちまして、大変雑駁でございましたが、議案第22号 平成26年度長南町一般会計補正予算（第5号）につきましての内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで、議案第22号の内容の説明は終わりました。

議案第23号及び議案第24号の内容の説明を求めます。

住民課長、唐鎌幸雄君。

[住民課長兼税務住民室長 唐鎌幸雄君登壇]

○住民課長兼税務住民室長（唐鎌幸雄君） それでは、議案第23号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の71ページをお願いいたします。

議案第23号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算について。

平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

それでは、補正予算書の1ページ目をお願いいたします。

平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところによらさせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,827万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,611万4,000円とさせていただくものでございます。

2項といいたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は第2表、繰越明許費によるものでございます。

4ページをお願いいたします。

先ほど一般会計の補正予算でも説明がありましたが、番号制度対応に伴いますシステム改修経費でございまして、同様の理由によりまして、1款総務費、1項総務管理費中、30万3,000円を次年度へ繰り越させていただくものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明を申し上げますので、9ページ目をお開きいただきたいと存じます。

1款総務費、1項1目一般管理費でございますが、職員人件費の精算に伴いまして147万円の減額をお願いするものでございます。その他財源の減は、一般会計からの職員給与費等繰入金でございます。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費でございますが、当初予算では、前年度の給付費見込みの1.9%増で編成させていただきましたが、現在の見込みでは前年決算対比10.8%の増と見込んでおりますことから、2,000万円の追加とあわせて財源更正をお願いするものでございます。特定財源の国県支出金は、療養給付費等負担金及び普通調整交付金、その他財源は、高額医療共同事業交付金、財政調整基金繰入金及び一般会計繰入金でございます。

2目退職被保険者等療養給付費でございますが、退職被保険者における給付費の増によりまして670万円の追加をお願いするものでございます。特定財源のその他財源は、療養給付費等交付金でございます。

2項2目退職被保険者高額療養費でございます。給付件数等の増等によりまして400万円の追加をお願いするものでございます。特定財源のその他財源は療養給付費等交付金でございます。

3目一般被保険者高額介護合算療養費では、1件分2万4,000円の追加でございます。特定財源の国県支出

金は、療養給付費等負担金でございます。

次に10ページをお願いいたします。

4項1目出産育児一時金、5項1目葬祭費につきましては、年度末を見込む中で減額をさせていただくものでございます。

次の3款後期高齢者支援金等でございますが、その他の特定財源の前期高齢者交付金に財源更正をするものでございます。

次の4款前期高齢者納付金等、1項1目前期高齢者納付金につきましては、8,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、11款諸支出金、1項3目一般被保険者償還金でございますが、平成25年度の療養給付費等負担金の精算によります一般の償還金について2,986万1,000円追加させていただくものでございます。

なお、12ページからは給与費明細となっておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、7ページに戻っていただきまして、歳入をご説明申し上げます。

1款の国民健康保険税につきましては、前年度決算と比べ現年分調定額が約1,470万円減少しており、過年分も含め収納状況等を見込む中で、総額880万円の減額をお願いするものでございます。

3款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金でございますが、一般被保険者療養給付費の減によりまして、2,450万円の減額をお願いするものでございます。

次の2項1目財政調整交付金は、ただいまの療養給付費等負担金と同様の理由から290万円の減額をお願いするものでございます。

4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金につきましては、精算に伴い1,460万円の追加をお願いするものでございます。

5款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金でございますが、やはり精算に伴い863万3,000円の追加をお願いするものでございます。

次に8ページにかけまして、6款県支出金、2項1目財政調整交付金でございますが、国分と同様に、交付決定によりまして普通調整交付金分として340万円、特別調整交付金分として206万円の追加をお願いするものでございます。

次に9款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金につきましては、3,505万円を追加させていただくものでございます。

さらに1項2目一般会計繰入金でございますが、保険税の均等割、平等割の軽減に係るものでございまして、その精算によりまして1節保健基盤安定繰入金保険税軽減分466万7,000円。2節保健基盤安定繰入金保険者支援分、68万4,000円。また5節財政安定化支援事業繰入金723万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。また3節職員給与費等繰入金につきましては、人件費の精算に伴い147万円の減額を、4節助産費等繰入金につきましては決算を見込む中で30万円の減額をお願いするものでございます。

10款繰越金でございますが、1,788万6,000円の追加をお願いするものでございます。前年度の決算に基づきます繰越金の追加でございます。

11款諸収入でございますが、3項3目一般被保険者返納金に31万円の追加を、5目雑入におきましては、

172万円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、議案第24号 平成26年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の72ページをお願いいたします。

議案第24号 平成26年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算について。

平成26年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度長南町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによらさせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ192万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,539万3,000円とさせていただくものでございます。

2項といいたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。番号制度対応に伴いますシステムの改修経費でございまして、一般会計、国保会計等でご説明させていただきましたと同様な理由から繰り越しをさせていただくものでございます。

1款総務費、2項徴収費中、4万4,000円を次年度へ繰り越させていただくものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明申し上げますので、8ページをお願いいたします。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料の収納見込みに伴いまして、216万2,000円の減額をお願いするものでございます。特定財源のその他財源の減は、一般会計からの保健基盤安定繰入金でございます。

4款諸支出金、1項1目保険料還付金でございますが、23万円、2目還付加算金では1万1,000円、それぞれ追加をお願いするものでございます。死亡・転出に伴います平成25年度以前分の精算に係るものでございます。

続きまして、1ページ戻りまして7ページの歳入のご説明をさせていただきます。

1款の後期高齢者医療保険料でございます。決算を見る中で、87万3,000円の追加をお願いするものでございます。また、あわせまして徴収形態の変化に伴いまして、特別徴収と普通徴収の調整を行うものでございます。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、322万円の減額をお願いするものでございます。保険料の軽減に係ります保険基盤安定繰入金の精算に伴います減額でございます。

4款諸収入、2項償還金及び還付加算金でございますが、あわせて42万6,000円の追加をお願いするもので

ございます。保険料を還付した実績に伴い、広域連合から精算を受けるものでございます。

以上が、議案第23号 平成26年度長南町国民健康保険別会計補正予算（第5号）及び議案第24号 平成26年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。大変雑駁な説明でございましたが、ご審議を賜りましてご可決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで、議案第23号及び議案第24号の内容の説明は終わりました。

議案第25号の内容の説明を求める。

保健福祉室長、荒井清志君。

〔保健福祉室長 荒井清志君登壇〕

○保健福祉室長（荒井清志君） それでは、議案第25号 平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算（第4号）の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の73ページをお願いします。

議案第25号 平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算について。

平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の介護保険補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,445万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,856万6,000円とさせていただくものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページに示す第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、繰越明許費ですが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は第2表、繰越明許費によるものでございます。

4ページをお願いします。

第2表、繰越明許費でございます。番号制度の対応に伴う介護保険システム改修事業に係る1款総務費、2項総務管理費に計上しております委託料23万8,000円については、一般会計における繰越理由と同様として、繰り越しをお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明申し上げます。

9ページをお願いします。

今回の補正は、主として平成26年度の事業の決算見込みによる精算と平成25年度で超過交付となっております国庫交付金、県交付金を返還するものとなります。

第1款の総務費については、22万円の増額をお願いするものでございます。

1項総務管理費では、平成27年度からの制度改正に対応するため、システムの改修費19万5,000円の増額をお願いするものでございます。特定財源の国庫支出金9万7,000円は、システム改修費の事業費の2分の1として国からの補助金となります。

次の2款保険給付費につきましては、給付費のそれぞれの決算を見込む中、9,050万円の減額をお願いするものでございます。

1項の介護サービス等諸費で8,400万円の減額を、10ページをお願いします。

2項の介護サービス等諸費については、要支援者へのサービス給付となります、150万円の減額、6項の特定入所者介護サービス費はグループホームでの介護サービス給付費となります、500万円の減額をお願いするものでございます。

3款の基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金については、歳入の余剰金と、基金から生じます利子を合わせまして658万2,000円を基金に積み立てるものでございます。

11ページをお願いします。

4款の地域支援事業費につきましては35万円の減額をお願いするものでございます。包括支援センター等で行う事業の精算に伴う減額でございます。

5款諸支出金、1項3目の償還金は超過交付となりました平成25年度国県支出金の返還金でございまして、2,959万7,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳入を説明申し上げます。

7ページ目にお戻りいただきたいと思います。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、また、8款繰入金、1項一般会計繰入金の減額につきましては、保険給付費、地域支援事業費等の減額に伴いまして、それぞれの負担割合に基づき減額をお願いするものでございます。

8ページ目をお願いします。

また、8款2項1目の介護給付費準備基金の繰り入れにつきましては、給付費の減によりまして基金からの繰り入れ全額、減額するものでございます。

次に、9款繰越金につきましては、3,700万5,000円の追加をお願いするもので、25年度からの繰入金全額を計上させていただくものでございます。

以上が、議案第25号 平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算（第4号）の内容でございます。大変雑駁な説明でございましたが、ご審議賜りましてよろしくご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで、議案第25号の内容の説明は終わりました。

議案第26号の内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

〔地域整備室長 松坂和俊君登壇〕

○地域整備室長（松坂和俊君） それでは、議案第26号 平成26年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

議案書の74ページをお願いいたします。

議案第26号 平成26年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算について。

平成26年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊、笠森靈園事業特別会計補正予算書の1ページをお開き願いたいと存じます。

平成26年度長南町の笠森靈園事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,163万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,015万円とさせていただくものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書により内容の説明を申し上げますので、6ページをお開きいただきたいと存じます。

今回お願いする補正の内容でございますが、事業収入における墓所永代使用料ですが、返還墓所の販売が伸びたことにより、墓所使用料及びカロート工事負担金の追加をお願いし、また、繰越金の精算による追加をお願いするもので、これらの事業収入の増額により、歳出における財政調整基金の積立金の追加をお願いするものでございます。

6ページの歳入からご説明をさせていただきます。

1款事業収入、1項1目墓所使用料ですが、返還墓所の販売が伸びたことにより536万6,000円の追加を、2目工事負担金では、墓所販売に伴いカロート工事負担金36万7,000円の追加をお願いするもので、これら合わせ、事業収入580万9,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、5款1項1目繰越金でございますが、25年度決算からの精算により582万7,000円の追加をお願いするもので、歳入合計では1,163万6,000円の追加をお願いするものでございます。

7ページの歳出のご説明をさせていただきます。

1款靈園総務費、1項1目靈園管理費でございますが、職員人件費の3節職員手当等では36万1,000円の減額、非常勤職員の7節賃金では163万円の減額、9節旅費では10万8,000円の減額を精算によりお願いするものでございます。11節需用費では、電気料の値上げ等に伴い、光熱費14万8,000円の追加をお願いするものです。13節委託料では、管理料電算処理委託78万7,000円の減額、空気清浄機保守点検委託2万7,000円の減額を精算によりお願いするものでございます。25節積立金ですが、歳入では事業収入は580万9,000円、繰越金は582万7,000円増額となり、歳出では靈園管理費の支出が精算により276万4,000円減額となることから、財政調整基金へ1,440万円の積み立ての追加をお願いするもので、これにより財政調整基金の26年度末の残高は5,479万4,000円となります。

歳出合計では、1,163万6,000円の追加をお願いするものでございます。

8ページ、9ページは、給与費の明細書となっておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上が、平成26年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。大変雑駁な説明でございましたが、ご審議をいただきご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで、議案第26号の内容の説明は終わりました。

議案第27号の内容の説明を求めます。

産業振興室長、岩崎彰君。

[産業振興室長兼農業推進室長 岩崎 彰君登壇]

○産業振興室長兼農業推進室長（岩崎 彰君） それでは、議案第27号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の75ページをお開きください。

議案第27号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算について。

平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

別冊の農業集落排水事業補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億1,401万円とさせていただくものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出より説明させていただきますので、7ページをお開きいただきたいと思います。

2款1項1目施設管理費におきましては14万5,000円を追加させていただくもので、11節につきましては、修繕料の執行見込みにより、120万5,000円の減額を、15節工事請負費の135万円の追加でございますが、これは県発注の給田交差点改良工事による配電盤移設に伴う配電盤の一部の改修とマンホールポンプの水系の交換が必要になったことによる工事費でございます。

続きまして、歳入でございますけれども、6ページをごらんになっていただきたいと思います。

2款1項1目1節では、現年度分の使用料を年度末までの見込みによりまして59万2,000円の減額をお願いするものでございます。

4款1項1目1節では、一般会計からの繰入金を250万円の減額を、5款1項1目1節では、前年度繰越し金74万9,000円の追加を、6款諸収入、2項1目1節雑入におきましては、ただいま歳出で申し上げました給田交差点において交差点改良工事に伴うマンホールポンプ配電盤の移設による県からの移設補償費の収入でございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第27号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで、議案第27号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は2時45分を予定しております。

（午後 2時27分）

---

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（松崎 熱君） 次に、議案第28号の内容の説明を求めます。

ガス事業室長、大杉 孝君。

[ガス事業室長 大杉 孝君登壇]

○ガス事業室長（大杉 孝君） それでは、議案第28号 平成26年度長南町ガス事業会計補正予算（第3号）の内容につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の76ページをお願いいたします。

議案第28号 平成26年度長南町ガス事業会計補正予算について。

平成26年度長南町ガス事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

別冊の予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度長南町ガス事業会計補正予算（第3号）

第1条では、次に定めるところによらせていただきます。

第2条では、業務の予定量を次のとおり改めるものでございます。第1号、供給戸数4,631戸、第2号、年間供給量を15万4,000立方メートル減の861万7,000立方メートルに、第3号1日平均供給量を2万3,608立方メートルに改めさせていただくものでございます。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入では、第1款ガス事業収益補正額1,063万3,000円を減額し、6億8,301万4,000円とさせていただくものでございます。項の内容につきましては、補正予算実施計画で説明をさせていただきます。

次に、支出でございます。

第1款ガス事業費用912万8,000円を減額し、6億7,737万2,000円とさせていただくものでございます。第4条では、給与費を改めるものでございます。職員給与費は125万円を減額し、6,151万9,000円とさせていただくものでございます。

2ページをお願いいたします。

平成26年度長南町ガス事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入でございますが、1款ガス事業収益、1項1目ガス売り上げは、補正額1,063万3,000円を減額し、6億4,459万3,000円とさせていただくものでございます。これは、大口供給をしております佐久間工場の4月から6月の生産の減少が響きまして、ガス使用量15万4,000立方メートルの減の861万7,000立方メートルとさせていただくものでございます。

次の収益的支出でございますが、1款ガス事業費用、1項1目ガス売上原価は637万1,000円を減額し、3億6,745万2,000円とさせていただくものでございます。販売量の減によるものでございます。

2項供給販売費は、205万6,000円を減額し、6,410万3,000円とさせていただくものでございます。

1目から6目は、給与費で人事異動に伴う減でございます。

9目修繕費では、道路改良工事及び舗装工事に伴う移設等の修繕費に、194万4,000を追加させていただくものでございます。

14目消耗品、19目委託作業費は、精算による減でございます。

次に、3ページをお願いします。

3項一般管理費では、消耗品費、5項営業外費用は、消費税の減額をするものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

予定キャッシュフロー計算書でございます。

業務活動によって実際に得られた収入から支出を差し引いて手元に残る資金の流れをあらわしたものでございます。右側の下の行になりますが、各業務の合計額の資産増加額は、マイナス1億1,227万9,000円を予定し、26年度末の資金期末残高を9,456万2,000円と見込むものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。ガス事業の経営成績をあらわしたもので、本年度3月末の見込みを税抜きであらわしております。当年度純利益は、右側下から4行目の収益から費用を差し引きました純利益は、62万円の見込みであり、下の二重線になりますが、当年度未処分利益剰余金は2億9,340万1,000円の見込みとさせていただくものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。財政状態をあらわしたものでございます。

資産の部では、1固定資産、2流動資産で、一番下の二重線になりますが、資産合計15億8,721万2,000円の見込みでございます。

続きまして、7ページですが、負債の部では、3固定負債、4の流動負債、5繰延収益を合わせました負債合計7億3,472万円で、次の資本の部では、6の資本金、7剰余金で、資本合計8億5,249万2,000円となり、下の二重線、負債資本合計が15億8,721万2,000円の見込みでございます。

前のページの資産合計と、ただいまの負債資本合計が複式記帳の法則により、双方とも同額となっております。

次の8ページ及び9ページは、給与費明細書でございます。10ページにつきましては、補正後の実施計画を長南町、睦沢町に分けた内容でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、雑駁な説明ではありました、平成26年度長南町ガス事業会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） これで議案第28号の内容の説明が終わりました。

議案第29号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

[企画財政室長兼政策室長 常泉秀雄君登壇]

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） 早速ではございますけれども、議案第29号 平成27年度長南町一般会計予算についての内容の説明を申し上げます。

議案書の77ページをお願いいたします。

議案第29号 平成27年度長南町一般会計予算について  
平成27年度長南町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の予算書1ページ目をお開きいただきたいと存じます。

平成27年度長南町の一般会計予算は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございますけれども、第1項歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43億5,700万円と定めさせていただくものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、継続費でございます。

地方自治法の規定によります継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」によるものでございます。

第3条、地方債でございます。

地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるものでございます。

第4条、一時借入金でございます。

地方自治法の規定によります一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定めさせていただくものでございます。

第5条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額過不足を生じた場合における同一款内での各款項間の流用を定めるものでございます。

8ページをお開きいただきたいと存じます。

「第2表 継続費」でございます。

9款2項小学校費におきまして、小中一貫校校舎整備工事といたしまして、平成27年度、28年度に継続費を設定させていただくものでございます。総額は、5億7,183万円。平成27年度に1億9,552万4,000円、28年度に3億7,630万6,000円の年割合とさせていただくものでございます。

次の9ページにあります「第3表 地方債」でございます。

平成27年度に借り入れを予定しております起債の目的、限度額等を記載してございます。内訳といたしましては、臨時財政対策債が1億8,000万円、また、過疎基金利根里線公社整備に係る過疎対策事業といたしまして、1億5,200万円、次の防災行政無線デジタル化に関する緊急防災減災事業として9,600万円、利根里基盤整備に係る一般補助施設の整備事業として1,200万円、舗装修繕に関する公共事業等といたしまして1,200万円、合計4億5,000万円を借り入れようとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書によりまして、歳出からご説明申し上げます。

25ページをお開きいただきたいと存じます。

1款議会費でございます。前年度に比べまして、470万5,000円の減となっております。議場録音機の入れかえ工事の減が主な要因でございます。

26ページをお開きいただきたいと思います。

2款1項1目一般管理費でございます。

前年比1,730万1,000円の増額でございます。職員数の増が主な要因となっております。また、新たに宿日直業務の委託を開始させていただこうとするものです。特定財源の国、県の支出金は、税番号制度に伴うシステム整備に係る国庫補助金、また、権限移譲事務の県交付金でございます。その他の特定財源といたしましては、災害派遣先からの負担金、また、臨時職員等の納付金ほかの諸収入を充当してございます。

30ページをお開きいただきたいと存じます。

2目文書広報費でございます。

前年度から微増となっておりますが、広報ちょうなんの発行に係る経費が主なものでございます。

次の31ページに移ります。

3目財産管理費でございますけれども、前年度に比べまして、35万7,000円の増でございます。財務会計システムの管理、わかりやすい予算書の作成に係る経費、また、ふるさと納税への返礼に係る経費が主なものでございます。

次の4目会計管理費でございますが、51万2,000円の計上でございます。特定財源といたしましては、県税取扱費の県委託金でございます。

5目財産管理費でございます。

財産管理費につきましては、6,893万5,000円の計上でございます。統一的な基準による財務書類の整備のための固定資産台帳データ作成に係る経費について計上してございます。また、27年度からは、昨年度は、米満住宅跡地関連経費に計上しておりましたが、今年は過疎対策費に計上させていただいてございます。その他の特定財源につきましては、行政財産の使用料等及びコピーライセンス等の諸収入でございます。

34ページをお願いいたします。

6目企画費でございます。町づくり委員会等の経費に係る計上でございます。

7目交通安全対策費につきましては、交通安全施設工事に係る経費の計上で主なものでございます。

次の35ページに移りますが、8目地域振興費では910万2,000円の計上でございます。合併60周年に係るフェスティバルの経費の増額、また、町民ツアーリの実施に関する随行者負担金の経費により計上させていただいております。その他特定財源は、過疎基金からの繰入金となっております。

36ページをお開きいただきたいと存じます。

9目防災対策費でございますが、前年度比3,012万円増となっております。防災行政無線デジタル化工事の増と、地域防災計画の修正業務に関する経費の増が主な要因となっております。特定財源の国県支出金は、自主防災組織の設置促進事業の県補助金、地方債は、緊急防災減災事業債、また、その他の特定財源といたしましては、災害対策基金からの繰入金でございます。

37ページでございます。

10目無線共聴施設管理事業費につきましては、205万円増の1,464万9,000円の計上でございます。維持工事の増が主な要因となっております。

11目有線共聴施設費でございますけれども、443万7,000円の計上でございます。西地区のテレビ共同受信組合から移管された施設の維持管理に係る経費でございます。

12目過疎対策費でございますけれども、6,126万円の増となっております。

38ページになりますが、巡回バス、デマンドタクシーの運行に係る経費、昨年度から実施いたしました若者定住奨励金の交付に要する経費、また、今年度は米満住宅跡地の造成に関する経費を計上させていただいてございます。特定財源の国県支出金は社会資本整備総合交付金、その他の特定財源につきましては、過疎基金、地域づくり基金からの繰り入れ、また、巡回バスの利用料からの諸収入でございます。

39ページをそらんいただきたいと思います。

13目諸費でございますが、4,205万8,000円の計上でございます。防犯灯の維持管理に関する経費でございます。また、特定財源につきましては、自衛官募集事務委託金、また、存目計上の町有財産の売り払い収入が充当されてございます。

40ページをお開きいただきたいと存じます。

2項1目税務総務費につきましては、前年比1,192万3,000円の減でございます。4,518万3,000円の計上となっております。職員数の減による人件費の減額が主なものとなっております。特定財源では国県支出金につきましては県民税の取扱費、その他につきましては、税証明の手数料等でございます。

次のページの41ページをお願いいたします。

2目賦課徴収費でございますが、1,859万5,000円減の3,622万6,000円の計上でございます。納期前納付報奨金を廃止したこと、また、平成26年度まで3年にわたり実施しておりました、土地現況図の作成、宅地比準割合算出に関する委託事務が終了したことが主な要因となってございます。特定財源は、県民税取扱費、その他の特定財源は、税の延滞金でございます。

42ページをお開きいただきたいと存じます。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、450万2,000円増の3,307万3,000円の計上でございます。職員数の増により人件費が増額となっております。

44ページをお開きください。

4項では、1,686万3,000円増の2,840万5,000円の計上でございます。千葉県議会議員選挙費の増、また、町議会議員選挙費、町農業委員会委員選挙費の追加によるものでございます。特定財源といたしましては、県議会議員選挙費の委託金でございます。

48ページをお開きいただきたいと存じます。

5項統計調査費、1目統計調査総務費は、696万5,000円の計上でございます。特定財源といたしましては、統計調査員の確保対策事業費の県からの委託金でございます。

次のページでございますけれども、2目基幹統計調査費は、410万9,000円の計上でございます。平成27年度では、国勢調査が実施されるため増額となっております。特定財源は基幹統計調査に伴います県の委託金でございます。

6項1目監査員費は、67万8,000円の計上でございます。

次に、3款民生費でございますが、1項社会福祉費でございます。

次の50ページをお開きください。

1目社会福祉総務費につきましては、4,977万円増の4億8,577万7,000円の計上でございます。結核・精神病医療費助成金を4款から移しかえたこと、また、訓練等の給付金、介護給付費をはじめとした扶助費の増、また、国庫特別会計ほかの繰出金の増が主な要因となっております。特定財源の国県支出金は、障害者自立支援法に基づきます、国県の負担金及び補助金、国民健康保険に係ります国県の基盤安定負担金、保険料の軽減負担金となっております。また、その他の特定財源といたしましては、福祉振興基金からの繰入金、また、介護予防サービス計画給付金等の諸収入を充当させていただいてございます。

54ページをお開きください。

2目老人福祉費につきましては、2,395万円の計上でございます。特定財源といたしましては、在宅福祉事業の県補助金、その他の特定財源は、老人福祉施設入所者の負担金及び過疎基金からの繰入金でございます。

55ページに移ります。

3目国民年金費は、84万9,000円の計上でございます。基礎年金等事務費の交付金が財源となっております。

4目同和対策費でございますが、30万7,000円の計上でございます。

56ページをお開きください。

5目社会福祉施設費でございますけれども、集会所の修繕等に係る補助金50万円の計上でございます。

6目後期高齢者医療費につきましては、337万3,000円増の1億4,947万5,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金は基盤安定に係る県負担金でございます。

次の7目臨時福祉給付金事業費につきましては、1,720万円の計上でございます。昨年度に引き続き実施するものでございます。財源といたしましては、全額が国庫補助金となります。

2項1目児童福祉総務費につきましては、312万3,000円増の1,265万3,000円の計上でございます。子育て交流館の設置に伴う所要の経費を計上させていただいてございます。特定財源の国県支出金は、放課後子どもプラン推進事業及びひとり親家庭等医療費助成事業に係る県の補助金でございます。また、その他の特定財源は、過疎基金からの繰入金でございます。

2目児童措置費では、8,510万円の計上でございます。前年度実績に基づき計上をさせていただいてございます。特定財源といたしましては、国及び県の児童手当負担金でございます。

3目児童福祉施設費は、1億3,797万5,000円の計上でございます。特定財源といたしましては、保育緊急確保事業費、国県の補助金と、その他では、保育料等の負担金、給食費負担金、送迎バス使用料ほかの諸収入でございます。

60ページをお開きください。

4目子育て世帯臨時特例給付事業費につきましては、昨年度に引き続き実施されるものでございます。全額国庫、国の補助金を財源としております。2,560万円の計上でございます。

4款衛生費でございます。

1項1目保健衛生費につきましては、広域組合、九十九里企業団への負担金等が主要な支出となっておりま

す。なお、軽自動車の購入につきましても計上をさせていただいております。

62ページをお開きください。

2目予防費につきましては、252万2,000円減の、2,233万5,000円の計上でございます。結核・精神病医療費助成金を3款に移しかえたことによることが主な要因となっております。その他の特定財源は、健康診査等の受診者負担金でございます。

次のページに移ります。

3目母子保健費につきましては、妊婦・乳児健康診査委託料、子ども医療費助成の減によりまして、2,910万1,000円の計上でございます。特定財源は、未熟児養育医療費国県の負担金、また、子ども医療費県補助金でございます。

64ページへお進みいただきたいと思います。

4目健康推進費でございます。2,449万円の計上でございます。がん検診、後期高齢者健康診査等の事業を行ってまいります。財源といたしましては、健康増進事業県補助金、その他の特定財源では、後期高齢者医療広域連合からの受託料、また、受診者負担金でございます。

65ページになりますが、5目環境衛生費でございます。58万3,000円減の3,499万円の計上でございます。合併浄化槽の設置、太陽光発電の設置に伴う経費が主なものでございます。また、これに伴う国県の補助金と不法投棄監視員の県補助金及びその他財源といたしましては、畜犬登録手数料の特定財源としております。なお、有害鳥獣に係る報酬費につきましては、5款に移しかえさせていただいてございます。

67ページをお開きいただきたいと思います。

2項1目じんかい処理費につきましては、広域組合の負担金でございます。

5款農林水産業費でございます。

1項1目農業委員会費につきましては、1,993万8,000円の計上でございます。特定財源では、国県支出金でございますが、農業委員会の交付金、県の交付金、また、農地制度実施円滑化及び農地集積集約化対策事業の県補助金でございます。その他の特定財源は、農業者年金の受託料を充当させていただいてございます。

次のページをお願いいたします。

2目農業総務費につきましては、職員人件費を主なものとして、4,288万8,000円の計上でございます。

次の69ページでございます。

3目農業振興費につきましては、わずかに減となっておりますが、7,701万7,000円の計上でございます。有害鳥獣に係る報償費を差し替えて計上させていただいてございます。また、青年就農給付金を新たに計上しております。特定財源の国県の支出金は、鳥獣被害防止に係る国県の支出金、水田自給率の向上対策、経営所得安定対策、また、中山間地等直接支払いの県支出金でございます。その他の特定財源は、過疎基金、また、地域農業推進基金からの繰り入れでございます。

72ページにお進みいただきたいと存じます。

4目農村総合整備費につきましては、農業集落排水事業特別会計の繰出金、1億6,500万円を計上させていただいてございます。

5目畜産業費は20万9,000円の計上でございます。

6目農地費につきましては、684万8,000円減の111万8,000円の計上となります。営農団体への償還補助が終了したことに伴う減でございます。

7目圃場整備費でございますけれども、5,940万6,000円増の、1億1,476万3,000円の計上でございます。基盤整備促進事業利根里地区の工事費が計上されたこと、及び多面的機能支払いの制度改革によりまして、町会計を通して交付金が支払われることとなったことが増加の主な要因となってございます。

特定財源は、基盤整備促進事業国庫補助金、多面的機能支払いに係る国県の交付金と基盤整備に係る起債及びその他特定財源では、土地改良施設維持管理適正化に係る分担金でございます。

75ページをお開きいただきたいと存じます。

8目農村環境改善センター費につきましては、1,067万2,000円の計上でございます。用地借り上げに係る不動産鑑定経費を計上させていただいてございます。その他特定財源につきましては、改善センターの使用料ほかの諸収入を充当させていただいております。

次のページをお開きください。

2項1目林業振興費は43万6,000円の計上でございます。その他特定財源といたしましては、みどりの少年団の育成事業の活動補助金でございます。

6款商工費でございます。次のページに移りますけれども、1項1目商工業振興費につきましては、187万4,000円減の1,697万7,000円の計上でございます。その他特定財源といたしましては、町商工会への貸付金の利子を充当させていただいております。

次のページをお開き願います。

2目観光費につきましては、290万9,000円減の1,807万2,000円の計上でございます。花火打ち上げ所周辺整備工事ほか観光施設関連の整備工事の減が主な要因となっております。特定財源といたしましては、首都圏の自然歩道管理の県の委託金、また、その他の特定財源としては、野営場の使用料を充当させていただいております。

80ページをお開き願います。

7款土木費でございます。土木費全体では、前年度に比較いたしまして、5,521万7,000円の増となりました。これにつきましては、地籍調査の増が主な要因でございます。

まず、1目土木管理費につきましては、752万1,000円増の4,653万4,000円の計上でございます。これについては人件費が増加しておりますことが主な要因となっております。その他特定財源は、道路占用料を充当させていただいております。

次のページに移ります。

2目地籍調査費でございますけれども、7,284万9,000円増の1億6,185万5,000円の計上でございます。27年度につきましては、茗荷沢、小沢、報恩寺地区3.65平方キロメートルにつきまして実施をするものでございます。特定財源につきましては、地籍調査事業の県の負担金でございます。

2項1目道路橋梁費でございますが、33万5,000円の計上でございます。

83ページに移らさせていただきます。

2目道路維持費でございますが、1,044万4,000円減の1億1,679万7,000円の計上でございます。道路点検事

業が終了いたしまして、修繕計画の策定を行うものでございます。特定財源につきましては、国の社会資本整備総合交付金、補償修繕工事に係ります公共事業等債、その他の特定財源といたしましては、舗装本復旧工事負担金及び道路占用料でございます。

3目道路新設改良費につきましては、884万5,000円減の7,737万円の計上でございます。町道利根里線に關します道路改良工事が減額となっております関係でございます。特定財源は国の社会資本整備総合交付金及び過疎債を充当させていただいてございます。

次のページをお開きいただきたいと存じます。

4目橋梁維持費でございますが、新たに科目を設定させていただきました。橋梁点検に係る委託料、3,100万円の計上でございます。特定財源につきましては、社会資本整備総合交付金、国の交付金でございます。また、橋梁新設改良費につきましては、廃目とさせていただきました。

3項1目河川総務費につきましても、新たに科目を設定いたしました。排水路整備に係る工事費497万3,000円の計上でございます。

次のページに移ります。

河川改良費でございますけれども、この文句につきましても廃目とさせていただきました。

4項1目住宅管理費でございますが、669万1,000円の計上でございます。修繕料が減額となっておることが主な要因でございます。その他の特定財源は、町営住宅の使用料でございます。

次のページへお進みいただきたいと思います。

5項1目都市計画総務費でございますが、1,225万8,000円の計上でございます。区域マスターPLAN全県域汚水適正処理構想委託の計上がございます。特定財源は、耐震事業に係ます国の社会資本整備総合交付金及び県の戸建て住宅耐震補助金、また、その他の特定財源といたしましては、管内団の販売代金等が充当されております。

次のページでございます。

8款消防費につきましては、広域組合の負担金として、1億4,917万3,000円を計上させていただいてございます。

9款教育費でございます。

1項1目教育委員会費につきましては、198万1,000円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

2項事務局費では、8,528万5,000円の計上でございます。特定財源といたしましては、幼稚園の就園奨励費国庫補助金、また、その他の特定財源といたしましては、過疎基金からの繰り入れや、学習支援指導員、臨時職員からの納付金を充当させていただいてございます。なお、海外交流研修事業につきましては、長柄町との共催を予定してございます。

90ページをお開きいただきたいと存じます。

3目義務教育振興費につきましては、305万7,000円の計上でございます。プール開放について取りやめたことに伴う監視の委託料が減となっております。

次のページに移らさせていただきます。

2項小学校費、1目学校管理費につきましては、3,535万1,000円の計上でございます。小学校連携に伴う車借上料が増加してございます。その他特定財源につきましては、過疎基金からの繰入金、日本スポーツ振興センター掛金の負担金となります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。

義務教育振興費につきましては、2,203万8,000円の計上でございます。教科書改訂に伴います経費の計上により増加しております。特定財源といたしましては、特学奨励費国庫補助金でございます。

次のページに移ります。

3目学校施設整備費でございます。学校整備費につきましては、平成27年度、28年度で実施いたします小学校建設に伴う所要の経費を計上させていただきました。小中一貫校校舎整備工事、1億9,552万4,000円につきましては、総事業費のおおむね3分の1程度となっております。また、これに伴う尚武館の解体工事費につきましても合わせて計上させていただきました。特定財源といたしましては、公立学校施設整備費の国庫負担金、地方債及び教育施設整備基金からの繰り入れでございます。

3項1目学校管理費でございますが、1,602万8,000円の計上でございます。その他の特定財源といたしましては、日本スポーツセンター掛金の負担金でございます。

95ページをごらんいただきたいと存じます。

2目教育振興費につきましては、1,035万円の計上でございます。これにつきましても、教科書改訂に伴います備品購入費が増加しております。特定財源は特学奨励費の国の補助金でございます。

4項1目社会教育総務費でございますけれども、5,292万7,000円の計上でございます。

次のページになりますけれども、コンサートの報償が追加されております。特定財源は青少年相談員活動県補助金でございます。

97ページをごらんいただきたいと存じます。

2目公民館費につきましては、964万2,000の計上でございます。公民館の日直賃金が追加されてございます。

99ページをお開きください。

3目文化財保護費につきましては、173万4,000円の計上でございます。指定文化財に関する管理委託料及び説明板設置に係る経費が減となっております。特定財源といたしましては、県委譲事務の交付金、その他特定財源は、図書の販売代等の諸収入を充てさせていただいております。

次のページをお開き願いたいと思います。

4目社会同和教育費につきましては、26万6,000円の計上でございます。

次のページに移ります。

5項1目保健体育総務費につきましては、前年度比3,299万9,000円減の3,843万5,000円の計上でございます。体育施設の改築・改修工事の減によることが主な要因でございます。その他の特定財源といたしましては、スポーツ施設の使用料及び千葉県スポーツ振興基金からの助成金となってございます。

103ページをお開き願います。

2目給食施設費でございます。8,071万7,000円の計上でございます。その他の特定財源といたしましては、給食費負担金を充てさせていただいてございます。

105ページをお開きいただきたいと思います。

10款災害復旧費につきましては、667万4,000円の計上でございます。1項2目の林業施設災害復旧費におきまして、667万1,000を計上させていただいてございます。県単の小規模治山緊急整備事業に関します所要の経費でございます。特定財源は、県補助金及びその他特定財源につきましては、分担金を充当してございます。

11款公債費でございます。公債費につきましては、3億8,305万1,000円の計上でございます。その他の特定財源といたしまして、減債基金からの繰入金及び預金利子を充当させていただいております。

次のページをお願いいたします。

12款諸支出金でございますが、8,561万3,000円の計上でございます。奨学基金におきまして50万円の繰り出しを計上するほか、前年度と同様の積立金を行うものでございます。特定財源といたしましては、過疎債、その他特定財源は寄附金及び利子をそれぞれ充当させていただいております。

次のページに移ります。

13款予備費でございますけれども、前年度と同額の1,000万円を計上してございます。

歳出については以上でございます。

次に歳入についてご説明申し上げます。

13ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、1款徴税でございますが、総額では前年度に比較いたしまして、4,250万円減の10億9,295万7,000円の計上でございます。1項町民税では、個人・法人合わせまして、前年度から1,300万円減の4億2,270万円となっております。個人町民税は所得割の減により、2,600万円の減、一方、法人は法人税割の増加によりまして1,300万円の増を見込んでございます。

2項固定資産税につきましては、前年度比2,700万円減の5億8,655万6,000円を見込んでございます。評価がえに伴う減額が主な要因となっております。

3項自動車税、4項町たばこ税、5項鉱産税につきましては、平成26年度の実績を見込む中で計上をさせていただいてございます。

6項特別土地保有税につきましては、存目の計上でございます。

2款から11款までの譲与税交付金等につきましては、国県の財政情報及び平成26年度の実績見込みにより計上させていただきました。2款地方譲与税は600万円減の7,700万円、14ページに移りますが、3款利子割交付金、150万円、4款配当割交付金、220万円、5款株式等譲渡所得割交付金、40万円、6款地方消費税交付金は4,900万円増の1億4,900万円、7款ゴルフ場利用税交付金につきましては、9,500万円、15ページになりますが、8款自動車取得税交付金は、1,000万円、9款地方特例交付金は190万円、10款地方交付税は、1,400万円増の12億6,600万円の計上でございます。このうち普通交付税といたしましては、200万円減の11億5,100万円、特別交付税は地籍調査に係る交付分を見込みまして、1,600万円増の、1億1,500万円を計上させていただいてございます。11款交通安全対策特別交付金は、200万円を計上させていただきました。

以下、12款分担金及び負担金から24ページまでの町債までにつきましては、歳出のご説明の中で特定財源として説明させていただきましたので省略をさせていただきたいと存じます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。なお、108ページ以降に給与費明細書のほか参考資料を添

付させていただいてございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、大変雑駁でございましたが、議案第29号 平成27年度長南町一般会計予算についての説明を終わらせさせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） これで、議案第29号の内容の説明は終わりました。

議案第30号及び議案第31号の内容の説明を求めます。

住民課長、唐鎌幸雄君。

〔住民課長兼税務住民室長 唐鎌幸雄君登壇〕

○住民課長兼税務住民室長（唐鎌幸雄君） それでは、議案第30号 平成27年度長南町国民健康保険特別会計予算の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書の78ページをお願いいたします。

議案第30号 平成27年度長南町国民健康保険特別会計予算について。

平成27年度長南町国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

それでは、予算書の123ページをお願いいたします。

本年度の予算編成に当たりましては、被保険者の状況、あるいは過去の給付の平均伸び率等を勘案し、推計をさせていただいたところでございます。本年1月1日現在の加入状況でございますが、一般被保険者では2,491人、退職被保険者で215人、全体では2,706人、前年同期と比べ38人減となっておりまして、加入率では31.1%、若干の増でございます。

それでは、内容に入らせていただきます。

平成27年度長南町の国民健康保険特別会計予算でございますが、次に定めるところによらさせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出それぞれ13億4,250万円と定めるものでございます。

2項といしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法の規定による一時借入金の借り入れの最高額でございますが、2,500万円と定めさせていただくものでございます。

第3条といしまして、歳入予算の流用でございますが、これも、地方自治法の規定によりまして、歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、第1号に記載してございますように、保険給付費の款項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明させていただきますので、134ページをお願いいたします。

1款総務費の1項1目一般管理費でございますが、前年度より265万1,000円増の2,862万4,000円をお願いするものでございます。特定財源の国県支出金は、国分の調整交付金及び事業費補助金、その他財源は一般会計

からの職員給与費の繰入金でございます。

2項1目の賦課徴収費でございますが、納税通知書の印刷・製本費のほか、その郵便料及び電算委託料で、257万5,000円をお願いするものでございます。

135ページから次の136ページになりますが、3項1目の運営協議会会費につきましては、委員定数の変更に伴い、6万2,000円減の20万5,000円をお願いするものでございます。特定財源のその他財源は、一般会計からの委員報酬の繰入金でございます。

続きまして、2款保険給付費でございますが、過去3年間の上昇率あるいは26年度の決算見込み、被保険者数の推移などを勘案し、前年度当初予算とほぼ同額の8億818万2,000円を見込んだところでございます。保険給付費全体の特定財源を先に申し上げます。国県支出金の2億213万8,000円は、療養給付費負担金と財政調整交付金でございます。また、その他財源の4億5,520万5,000円は、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計からの保健基盤安定等の繰入金及び助産費繰入金でございます。なお、退職被保険者等に係るその他財源は、療養給付費等交付金及び前期高齢者交付金ほかでございます。

1項1目の一般被保険者療養給付費におきましては、マイナス1.2%、800万円減の6億4,000万円を見込んでおります。平成26年度1人当たり給付費見込みのほぼ同額を見込むものでございます。

2目の退職被保険者等療養給付費につきましては、近年の給付費の上昇率等を勘案し、563万2,000円増の7,100万円を見込ませていただきました。

次に、3目の一般被保険者療養費につきましては、500万円、次の4目の退職被保険者等療養費は60万円、5目の審査支払手数料につきましては、220万円を見込みました。

審査件数は約5万1,000件を想定いたしました。

次に、137ページになりますが、2項高額療養費、1目の一般被保険者高額療養費でございますが、200万円減の7,100万円を見込んだところでございます。

2目の退職被保険者等高額療養費につきましては、前年より400万円増の1,300万円でございます。

3目及び4目の高額介護合算療養費につきましては、それぞれ存目の計上でございます。

次の、3項移送費につきましては、1目の一般被保険者移送費、2目の退職被保険者等移送費とも、前年と同額のそれぞれ4万円を計上させていただきました。

次の138ページにかけてになりますが、4項1目の出産育児一時金につきましては、10件分の420万円を見込ませていただきました。

また、5項1目の葬祭費でございますが、前年度と同額の22件分、110万円を見込んだところでございます。

続きまして、3款の後期高齢者支援金等でございますが、後期高齢者医療制度において、現役世代からの支援として、各保険制度から支払基金へ拠出するものでございまして、1目の後期高齢者支援金では、2.2%、329万8,000円減の1億4,570万2,000円とさせていただきました。特定財源の国県支出金は、療養給付費等負担金及び調整交付金、その他財源は、前期高齢者交付金でございます。

2目の後期高齢者関係事務費拠出金は、1万円見込ませていただきました。

次に、4款の前期高齢者納付金等でございますが、前期高齢者医療の財政調整に係る納付金でございまして、1項1目前期高齢者納付金で7万円、2目の前期高齢者関係事務費拠出金といたしまして1万円でございます。

139ページをごらんください。

5款の老人保健拠出金でございますが、1目の老人保健医療費拠出金は、存目の計上、2目の老人保健事務費拠出金では、前年同様6,000円の計上でございます。

次に、6款の介護納付金につきましては、第2号被保険者納付金として支払基金へ納付するものでございますが、7.2%、507万1,000円減の6,563万6,000円の計上でございます。

次に、7款共同事業費拠出金につきましては、平成30年4月に国保の都道府県へ移管する前段としての制度改正があり、今まで対象になっていた30万円未満の医療費についても対象とされることとなり、これに対応する国保連合会への拠出金でございます。1億4,986万1,000円増の2億6,755万8,000円の計上でございます。

1目の高額医療費拠出金では、24万3,000円減の2,314万9,000円。140ページをお願いいたします。2目のその他共同事業拠出金は、存目の計上でございまして、3目の保険財政共同安定化事業拠出金では、ただいま説明させていただいたようなことにより、1億5,010万4,000円円増の2億4,440万8,000円を見込ませていただきたいものでございます。その他財源につきましては、国保連合会からの共同安定化事業交付金でございます。

続きまして、8款の保健事業費でございますが、1項1目の特定健康審査等事業費につきましては、1,233万8,000円をお願いするものでございます。13節の茂原市長生郡医師会への特定健康診査委託料ほか、特定健康審査及び特定保健指導に係るものでございます。

次の141ページにかけてになりますが、2項1目の保健衛生普及費につきましては、広報リーフレットの作成または医療費通知の郵便料で、58万2,000円を、2目の疾病予防費につきましては、31万円増の731万円をお願いいたしました。人間ドックの委託料、145名分を見込んでおります。

9款の基金積立金の100万1,000円は、条例積み立て分として基金利息でございます。

10款公債費につきましては、存目の計上でございます。

11款の諸支出金につきましては、保険税の還付金等84万7,000円でございます。

次の142ページの12款予備費につきましては、前年同額の100万円でございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。

戻りまして130ページをお願いいたします。

1款の国民健康保険税につきましては、保険給付費等の歳出予定額、並びに国県支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金等、歳入予定額を見込む中、また、被保険者の所得の伸び等を勘案し、また、税理士等の改正も想定する中で、予算額3億960万円を見込んだものでございまして、前年度と比較いたしまして、6.1%、1,780万円の増でございます。

1目の一般被保険者国民健康保険税におきましては、1,900万円増の、2億7,850万円、2目の退職被保険者等国民健康保険税は、120万円減の3,110万円を見込んだところでございます。

次に、2款の使用料及び手数料、1項1目総務手数料は存目の計上でございます。次の131ページでございますが、3款の国庫支出金の総額につきましては、2,295万9,000円減の2億4,741万5,000円でございます。内訳でございますが、1項1目の療養給付費等負担金では、1,400万円減の1億8,100万1,000円、主に給付費の減によるものでございます。国保の療養給付費に対する交付率は32%となっております。

2目高額医療費共同事業費負担金は、拠出金の4分の1の負担率でございまして、578万7,000円でございます。3目特定健康審査等負担金は、対象経費の3分の1の負担で、108万8,000円でございます。

次の、2項1目財政調整交付金でございますが、889万9,000円減の5,953万8,000円を見込んでおります。2目事業費補助金は存目の計上でございます。

次の4款は、退職被保険者分に係る療養給付費等交付金でございますが、退職被保険者の給付費の増により、2,100万円増の8,900万1,000円を見込んでおります。

5款前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者の各保険者の加入割合による負担の不均衡を調整するため、支払基金からの交付でございまして、前々年度の精算の関係から、1,799万3,000円減の3億2,253万3,000円を見込んでおります。

6款県支出金でございますが、753万6,000円増の4,969万4,000円でございます。内訳でございますが、1項1目高額医療費共同事業負担金、次の2目特定健康診査等負担金は、国分と同額でございます。

次の132ページにかけての2項1目財政調整交付金では、759万6,000円増の4,281万9,000円を見込んでおりまして、前期高齢者交付金の減によりまして、この項目では増となっております。県の財政調整交付金の交付率は9%となっております。

7款共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金につきましては、80万円を超える医療費を対象とする事業でございまして、前年度同額の1,880万円を見込んでおります。また、2目保険財政共同安定化事業交付金は、先ほど歳出で説明させていただいたとおり、制度改正がありまして、30万未満の医療費に対しましても対象とされることとなり、拠出金もふえますが、交付金もふえることとなります。1億2,628万6,000円増の2億1,698万6,000円を見込んでおりまして、それぞれ国保団体連合会から交付されるものでございます。

8款財産収入は基金利子でございまして、存目の計上でございます。

次の9款繰入金でございますが、1,480万7,000円増の7,462万8,000円でございます。内訳でございますが、1項1目財政調整基金繰入金は、存目の計上でございます。2目一般会計繰入金では、7,462万7,000円でございまして、1節、2節及び5節につきましては、保険税の均等割、平等割の軽減を基礎とした繰入金であり、3節は職員給与費、4節の助産費等に係る繰入金です。助産費等に係る繰入金では、支給額42万円の3分の2相当で10件分を見込んでおります。

10款繰越金では、前年度の繰越金でございまして、1,303万4,000円の計上でございます。

次の133ページ、11款諸収入につきましては、延滞金、預金利子、第三者納付金等80万7,000円を計上させていただきました。3項5目雑入では、特定健診の受診者負担金を計上したものでございます。

以上、歳入歳出予算の総額は、前年度に比較いたしまして、11.9%、1億4,250万円増の13億4,250万円とさせていただくものでございます。

続きまして、議案第31号 平成27年度長南町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきましてご説明をさせていただきます。議案書79ページをお願いいたします。

議案第31号 平成27年度長南町後期高齢者医療特別会計予算について

平成27年度長南町後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

それでは、予算書の153ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計につきましては、千葉県の後期高齢者医療連合の後期高齢者医療に関する条例に規定されました、資格の得喪事務、あるいは保険料の徴収事務に係る経費を予算でお願いするものでございます。後期高齢者医療の状況でございますが、本年1月1日現在、被保険者数は1,721人でございます。昨年度と比べまして40人の減少となっております。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

平成27年度長南町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによらさせていただくものでございます。

第1条の歳入歳出予算でございますが、歳入歳出それぞれ9,340万円と定めるものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 嶸入歳出予算」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明をさせていただきます。159ページをお願いいたします。

1款総務費におきましては、178万1,000円をお願いするところでございます。内訳といたしまして、1項1目一般管理費は27万3,000円であり、年齢到達者への保険証の郵便料のほか、システム使用料等でございます。2項1目の徴収費につきましては、150万8,000円をお願いするものでございます。保険料の徴収事務に係ります電算処理委託料のほか納入通知書の郵送料でございます。特定財源のその他財源は、一般会計からの事務費繰入金と、広域連合からの事務費補助でございます。

次に、2款の後期高齢者医療広域連合納付金におきましては、8,990万8,000円を見込んだところでございます。納入されました保険料と保健基盤安定の負担金を合わせまして広域連合へ納付するものでございます。特定財源のその他財源は一般会計からの保健基盤安定繰入金でございます。

次に、3款の保健事業費では、人間ドックの委託料として、110万9,000円をお願いするものでございまして、24件を見込んでおります。特定財源のその他財源は広域連合からの人間ドック助成繰入金としての、長寿健康増進事業補助金でございます。

次の4款諸支出金は、次の160ページにまたがりますが、保険料の還付金等で10万2,000円を計上させていただきました。特定財源のその他財源は、広域連合からの保険料還付金等でございます。また、2項1目の一般会計繰出金は存目の計上でございます。

5款の予備費につきましては、前年度と同額の50万円を計上させていただきました。

続きまして、1ページ戻りまして158ページの歳入を説明させていただきます。

1款の後期高齢者医療保険料でございますが、広域連合の試算に基づきまして、本年度、5,973万5,000円を見込んだところでございます。前年度に比較いたしまして、マイナス1.8%、109万8,000円の減となるところでございます。なお、保険料率につきましては、27年度は変更がなく、均等割が3万8,700円、所得割率が7.4%であり、また、賦課限度額は57万円であります。この保険料率等は、27年度中に見直しがされ、その後は28年、29年度の2年間適用されることとなります。

2款の繰入金でございますが、257万4,000円減の3,063万円を見込んだところでございます。1節の保健基盤安定繰入金は、低所得者分の保険料軽減に対しての補填分でございまして、4分の3が県から、残り4分の1を町が負担し、一般会計を経由して、2,939万3,000円を繰り入れるものでございます。2節の事務費繰入金で、123万6,000円を、また、3節の人間ドックの助成繰入金は、広域連合からの長寿健康増進事業補助金を見込みましたので、一般会計からの繰入金は存目の計上のみでございます。

続きまして、3款の繰越金といたしまして、127万8,000円を計上させていただいたところでございます。前年度からの繰越金を予定したものでございます。

4款の諸収入でございますが、広域連合からの保険料の還付金、雑入では、賦課徴収事務費及び人間ドックの助成に係る長寿健康増進事業補助金で175万7,000円の計上でございます。

以上、歳入歳出総額を前年度に比較いたしまして、3.7%、360万円減の9,340万円とさせていただくものでございます。

以上が、議案第30号 平成27年度長南町国民健康保険特別会計予算を、及び議案第31号 平成27年度長南町後期高齢者医療特別会計予算の内容でございます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議を賜りまして、ご可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（松崎 黙君） これで議案第30号及び議案第31号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は4時25分を予定しております。

（午後 4時09分）

---

○議長（松崎 黙君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時25分）

---

○議長（松崎 黙君） 次に、議案第32号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、荒井清志君。

〔保健福祉室長 荒井清志君登壇〕

○保健福祉室長（荒井清志君） それでは、議案第32号 平成27年度長南町介護保険特別会計予算の内容についてまして説明申し上げます。

議案書の80ページをお願いします。

議案第32号 平成27年度長南町介護保険特別会計予算について

平成27年度長南町介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊予算書の163ページをお願いします。

平成27年度長南町介護保険特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億4,300万円と定める

ものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次のページ、「第1表 嶽入歳出予算」に示すものでございます。

第2条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用できる場合は、第1号に記載してございますように、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でこれらの経費の款項間の流用でございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出から説明申し上げます。

172ページをお願いします。

1款総務費につきましては、77万6,000円減の2,188万円をお願いするものでございます。特定財源のその他財源は、一般会計からの運営費の繰り入れでございます。

1項1目の一般管理費につきましては、1,317万1,000円をお願いするものでございます。主な内容でございますが、人件費1名分のほか、介護保険の電算システム使用料でございます。2項1目の賦課徴収費につきましては、161万8,000円をお願いするものでございます。12節役務費では、保険料通知のための郵便料、13節委託料では、電算処理委託料をお願いするものでございます。

173ページをお願いします。

3項1目認定調査等費につきましては、709万1,000円をお願いするものでございます。主なものといたしましては、7節賃金で、調査員の賃金を、12節の役務費で主治医意見書の作成手数料を、19節負担金で広域で行っております認定審査会の経費を計上したものでございます。

174ページをお願いします。

2款保険給付費につきましては、認定者・利用者とも安定傾向であります。平成24年から平成26年度の利用状況に基づく推計により、第6期のサービス必要料を見込んだものでございます。全体では2.6%、2,643万3,000円減の9億9,911万2,000円を見込んだところでございます。保険給付費全体の特定財源につきましては、それぞれの負担割合に基づき、国県支出金の介護給付費負担金及び調整交付金で、4億174万7,000円、また、その他財源につきましては、支払基金からの交付金、一般会計からの介護給付費繰入金及び介護給付費準備基金からの繰り入れで、4億1,666万円でございます。

175ページをお願いします。

2項介護予防サービス等諸費については、要支援に認定された方々の給付費となります。7.2%減の2,372万8,000円の計上でございます。

3項1目審査支払手数料については、国保連合会への審査支払手数料となります。1,200件分、74万9,000円を見込んだところでございます。

4項高額介護サービス費については、ほぼ前年度並みの予算計上でございます。1目の高額介護サービス費の内容は、利用者負担は1割でございますが、利用者負担が1割を超えた場合に給付するものでございます。

176ページをお願いします。

5項の高額医療合算介護サービス費については、前年度とほぼ同様の310万円の計上でございます。高額医療合算介護サービス費の内容は、医療と介護保険の両方の自己負担分を合算いたしまして、一定額を超えた部

分を給付するものでございます。これも、利用者負担を軽減するものでございます。

6項特定入所者介護サービス費につきましては、前年度並みの5,115万円の計上でございます。これは低所得の方の負担を軽減するため、食費や居住費に負担限度額を設けてそれを超えた部分を給付するものでございまして、約130人分を見込んだものでございます。

3款基金積立金につきましては、存目の計上でございます。

4款地域支援事業費につきましては、760万9,000円増の、2,000万4,000円をお願いするものでございます。地域支援事業費全体の財源内訳につきましては、それぞれの負担割合に基づきまして、国県支出金の地域支援事業交付金で920万6,000円、また、その他財源につきましては、支払基金からの交付金、一般会計からの地域支援事業繰入金で、665万8,000円でございます。

177ページをお願いします。

1目の介護予防事業費につきましては、930万4,000円をお願いするものでございます。介護予防事業については、今年度から始まる第6期の間に、要支援の方に提供する訪問介護、通所介護のサービスメニューを充実させ、総合事業と位置づけて実施することになります。本町では、この総合事業への転換期を平成29年4月と予定しております。これは、長生管内で統一の対応となります。今年度はこの転換を見据えた中で、従来の介護予防教室を充実させる予定でございます。教室は、運動機能維持・向上を主眼としたもの、閉じこもりや鬱、認知症の予防を主眼としたものに分かれておりますが、両教室とも定員をふやし、また、閉じこもり予防教室については、開催場所を1つふやしますので、それに係る委託料の増が主なものとなります。

2項1目包括支援事業等費につきましては、1,069万9,000円をお願いするものでございます。主な内容でございますが、包括支援センターの運営に係ります人件費2名分のほか、次のページになりますが、14節使用料におきまして、給付管理を行うための運営システムの使用料でございます。

178ページをお願いします。

5款1項1目第1号被保険者保険料還付金につきましては、第1号被保険者の保険料還付金として100万円、2目第1号被保険者保険料加算金と3目諸負担金につきましては、存目の計上でございます。

179ページをお願いします。

2項1目一般会計繰出金につきましても、存目の計上でございます。

6款予備費でございますが、前年度と同様100万円でございます。

180ページ以降につきましては、給与明細となりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

169ページにお戻りください。

1款保険料につきましては、今年度は第6期の介護保険事業計画の初年度となりまして、平成29年度までの3年間のサービス給付額を見込む中で、新たな保険料で算定させていただくものでございます。基準となります保険料月額を400円増の5,200円、年額6万2,400円となります。本年度につきましては、1,143万7,000円増の1億8,440万3,000円を計上させていただくものでございます。

2款使用料及び手数料でございますが、存目の計上でございます。

3款国庫支出金から次のページ170ページの6款財産収入と7款寄附金を除きまして8款繰入金までは、歳

出の特定財源でご説明申し上げましたので、省略させていただきたいと存じます。

8款1項4目の軽減費繰入金、2項1目基金繰入金を除きまして、それぞれの法定による負担区分・負担割合によりまして計上をさせていただくものでございます。

170ページをお願いします。

6款の財産収入、7款の寄附金については存目の計上でございます。

8款繰入金のうち、1項4目の軽減費繰入金につきましては、今年度より、消費税増税分を社会保障費に充当する施策の一つとして、低所得者層に係る介護保険料を軽減する目的で交付されるものでございます。平成27年度は144万5,000円を計上させていただくもので、負担割合は国が50%、県が25%、町が25%となっております。

2項1目の介護給付費準備基金繰入金の202万6,000円につきましては、介護給付費準備基金からの繰り入れを見込んだものでございます。

9款の繰入金でございますが、前年度繰越金といたしまして100万円の計上でございます。

171ページをお願いします。

10款の諸収入につきましては、3項4目の雑入で、介護予防事業の利用料として71万円を見込んだところでございます。

以上が、平成27年度長南町介護保険特別会計予算の内容でございます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議賜り、ご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） これで、議案第32号の内容の説明は終わりました。

議案第33号の内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

〔地域整備室長 松坂和俊登壇〕

○地域整備室長（松坂和俊君） それでは、議案第33号 平成27年度長南町笠森靈園事業特別会計予算の内容につきまして説明を申し上げます。

議案書の81ページをお開きください。

議案第33号 平成27年度長南町笠森靈園事業特別会計予算について

平成27年度長南町笠森靈園事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

それでは、予算書の189ページをお願いいたします。

初めに、靈園事業の概要につきましてご説明をさせていただきます。笠森靈園は、墓所の販売から30年以上が経過し、利用者の高齢化に伴い、安全で利便性の向上に向けた施設の改修整備に努めているところでございます。運営の収入面では、墓所管理料の滞納整理はもとより、返還墓所の販売を促進し、経費面では人件費における正規職員から再任用職員、非常勤職員への移行を進めるなど経費の削減を図り、公営靈園として適正で効率的な管理・運営に努めてまいります。本年度につきましては、利用者の安全性を高めるため、墓所法面の補修工事、また、返還墓所の販売に向けた墓石の撤去工事などを計画させていただいております。

それでは、内容に入らせていただきます。平成27年度長南町笠森靈園事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それぞれ5,290万円と定めさせていただきます。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 嶽入歳出予算」によるところでございます。

第2条、一時借入金でございます。地方自治法第235条の3、第2項の規定による、一時借り入れの最高額は2,000万円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書により、歳出よりご説明をさせていただきますので195ページをお開きいただきたいと存じます。

1款靈園総務費1項1目靈園管理費でございますが、前年度に比較し、376万3,000円減の3,996万8,000円を計上させていただいております。人件費では、職員1名と嘱託非常勤職員、通常業務2名、休日業務2名の計4名の給与・賃金等を計上させていただいております。11節需用費では、公用車の燃料、整備代、管理棟の光熱費等337万8,000円を計上させていただきました。

次の196ページをお願いいたします。13節委託料1,530万円につきましては、園内清掃委託といたしまして、1,337万3,000円を、墓所管理料の電算処理委託では、129万6,000円を、また、自動ドアの保守点検委託17万3,000円などを計上させていただいております。18節備品購入費では、現在使用している公用車が購入から17年が経過し、修繕費もかさんでいることから、軽自動車購入費として130万円を計上させていただいております。

次の197ページをお願いします。

2款靈園施設費1項1目靈園施設費でございますが1,188万2,000円を計上させていただいております。13節委託料135万円では、毎年行っております芝墓所における芝の専門業者による除草剤、肥料散布委託を計上させていただいております。15節工事請負費では、返還墓所販売に向けた墓石の撤去工事、施設維持の墓所法面の補修工事、墓所の沈下防止工事など、750万円をお願いしております。

3款1項公債費5万円、4款1項予備費100万円につきましては、前年度と同額での計上でございます。

次に、歳入でございますが、194ページにお戻りいただきたいと存じます。

1款1項事業収入でございますが、前年度に比較し、215万7,000円増の5,175万8,000円を計上させていただいております。1目墓所使用料でございますが、苑内全体の区画数9,280区画のうち9,178区画が使用許可済みで、返還墓所数は102区画となっていることから、56区画分の返還墓所販売を見込み、前年度に比較し215万5,000円増の1,215万円を計上させていただいております。3目墓所管理料につきましては、おおむね前年度と同額の3,656万4,000円を計上させていただいております。

次に、2款財産収入4万3,000円、3款寄附金、存目1,000円につきましては、前年度と同額での予算計上でございます。

4款の繰入金でございますが、事業収入の増額が見込まれること、また、人件費の削減で歳出が抑えられたことから本年度は財政調整基金からの繰り入れは見込んでおりません。

次に、5款繰越金100万円、6款諸収入9万8,000円につきましては、前年度と同額の計上をさせていただい

ております。

以上、歳入歳出合計5,290万円をお願いするものでございます。なお、198ページ以降につきましては、給与費明細書でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、議案第33号 平成27年度長南町笠森靈園事業特別会計予算の内容の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで、議案第33号の内容の説明は終わりました。

報告いたします。議事進行上の都合により、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を延長します。

次に、議案第34号の内容の説明を求めます。

産業振興室長、岩崎 彰君。

〔地域整備室長 松坂和俊登壇〕

○産業振興室長兼農業推進室長（岩崎 彰君） 議案第34号 平成27年度長南町農業集落排水事業特別会計予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の82ページをお開きください。

議案第34号 平成27年度長南町農業集落排水事業特別会計予算について

平成27年度長南町農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

予算書の207ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、農集処理区域の3地区全体の27年1月末現在の接続状況につきましてご報告を申し上げます。加入戸数1,069戸、うち接続戸数863戸、前年度比9戸増の接続率80.7%という状況でございます。適切な維持管理に努めているところでございます。

それでは、内容に入らせていただきます。平成27年度長南町農業集落排水事業特別会計予算は次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条により、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,760万円とさせていただくものでございます。2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」によるところでございます。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法の規定によりまして、借り入れ総額は2,000万円と定めさせていただくものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出から説明させていただきますので、213ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1款総務費1項1目一般管理費でございますが、592万5,000円をお願いするものでございます。この内容につきましては、2節、3節、4節は職員の人事費の関係でございます。11節需用費、12節役務費につきましては、事務的な経費でございます。13節委託料では、農集使用料金算出に当たってのシステムの保守管理委託料として、10万8,000円を計上させていただきました。19節負担金補助及び交付金は、総合事務組合負担金から千葉県農業集落排水事業協議会費などでございます。27節公課費は、自動車重量税、続いて214ページ

をお開きいただきたいと存じます。消費税60万円でございます。

2款事業費、1項1目施設管理費でございますが、5,702万9,000円をお願いするものでございます。この内容につきましては、11節需用費から13節委託料までは、処理場施設と中継ポンプ等の維持管理費用が主な内容でございます。なお、委託料の中で、排水管新設工事、施設管理業務委託料70万円は、米満住宅跡地造成に伴う委託料を計上したものでございます。15節工事請負費につきましては、管路の施設維持工事費と、米満住宅跡地造成に伴う排水管新設工事1,330万円をお願いするものでございます。16節原材料費は、補修用資材費の購入でございます。

3款公債費でございますが、1項1目元金は1億2,298万3,000円、2目利子につきましては、4,066万3,000円で、合わせまして1億6,364万6,000円の計上をさせていただきました。これは、地方債35件の償還でございます。

4款予備費につきましては、前年度同額の100万円の計上をお願いするところでございます。

次に、歳入についてご説明をさせていただきますので、212ページをお開きいただきたいと存じます。

1款1項1目農業集落排水事業事業費分担金でございますが、588万円で、新規加入といたしまして14件分の分担金を見込ませていただいたところでございます。米満住宅跡地造成に伴う13件その他1件分でございます。

2款1項1目処理施設使用料でございますが、4,171万9,000円で、前年度より83万9,000円の減でございます。これは、平成26年度決算見込みをもとに処理区域内の人口減少による減を見込んだものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金でございますが、1億6,500万円で、前年度より450万円の減をお願いするものでございます。これにつきましては、公債費、人件費の一部に充てさせていただくものでございます。

4款1項1目繰越金でございますが、前年度と同額、100万円を計上させていただいたものでございます。

5款1項1目預金利子につきましては、存目の計上でございます。2項1目雑入につきましては、米満住宅跡地造成工事排水管新設工事に伴う工事管理業務委託料及び工事費の負担金1,400万円を計上したものでございます。歳入歳出それぞれ2億2,760万円、前年度より1,120万円の増をお願いするものでございます。なお、216ページ以降は給与費明細等でございます。後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、議案第34号 平成27年度長南町農業集落排水事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議賜り、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松崎 黙君） これで、議案第34号の内容の説明は終わりました。

議案第35号の内容の説明を求める。

ガス事業室長、大杉 孝君。

〔ガス事業室長 大杉 孝君登壇〕

○ガス事業室長（大杉 孝君） それでは、議案第35号 平成27年度長南町ガス事業会計予算について内容の説明を申し上げます。

議案書の83ページをお開き願います。

議案第35号 平成27年度長南町ガス事業会計予算について。

平成27年度長南町ガス事業会計予算を別冊のとおり提出する。

平成27年2月27日提出。

長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

第1条では、平成27年度長南町ガス事業会計の予算は、次に定めるところによらせていただきます。

第2条、業務の予定量でございます。第1号、供給戸数は4,639戸、第2号、年間供給量は875万6,000立方メートルを見込んでおります。第3号、1日平均供給量は2万3,923立方メートルでございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めさせていただくものでございます。

初めに収入でございます。

第1款ガス事業収益、6億9,179万5,000円、前年度比185万2,000円の減となっております。なお、各項につきましては、予算実施計画で説明をさせていただきます。

次に支出でございます。

第1款ガス事業費用6億8,813万6,000円で、前年度比28万2,000円の減となっております。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり定めさせていただくものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,656万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億4,292万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,255万9,000円、建設改良積立金1,108万円で補填するものでございます。

初めに収入でございますが、第1款資本的収入4,784万6,000円で、前年度比1,275万円の減となっております。各項につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出2億1,441万2,000円で、前年度比1,683万4,000円の減でございます。

次に、第5条、企業債でございますが、起債の目的は本支管整備事業で、限度額は4,000万円を予定しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定めさせていただきます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めさせていただきます。第1号として、売上原価、供給販売費、一般管理費、営業雑費用、営業外費用、第2号として、建設改良費、企業債償還金とさせていただきます。

第8条、議会の議決を得なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費、6,269万9,000円とさせていただきます。

第9条、棚卸資産の購入限度額は1,000万円と定めさせていただきます。

次に、4ページをお願いいたします。

平成27年度の予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の内容でございますが、初めに収入でございます。

1款ガス事業収益の予定額は、6億9,179万5,000円でございます。

1項1目ガス売り上げでございますが、6億5,664万3,000円で、前年度比141万7,000円の増でございます。

販売見込量としまして、875万6,000立方メートルを見込んでおり、前年比1万5,000立方メートルの減でございます。家庭用などの個別供給分は488万6,000立方メートル、大口供給分につきましては2社となり、前年度同量の387万立方メートルを見込んでおり、販売量全体の44%となっております。大口供給分の料金単価につきまして、それぞれ料金の見直しをさせていただき、増となったものでございます。

次に、2項1目受注工事収益は、2,355万7,000円で、内管工事費165件分を見込んでおります。2目器具販売収益は64万8,000円、ガス漏れ警報器60台分を見込んでおります。

3項1目受け取り利息4,000円、2目長期前受金戻し入れ1,006万2,000円、3目雑収入88万1,000円で、破損修理工事代等を見込んでおります。

次に、5ページをお願いいたします。

収益的支出の内容でございます。

1款ガス事業費用の予定額は、6億8,813万6,000円でございます。

1項1目ガス売上原価は3億7,278万8,000円で、901万立方メートルの原ガス購入費でございます。

前年度比103万5,000円の減、販売量の減によるものでございます。関東天然ガス及び合同資源からの購入でございます。

2項供給販売費でございますが、2億2,941万円、前年度比285万1,000円の増でございます。

1目から8目までは、職員3人分の人事費でございます。

9目修繕費1,385万2,000円では、舗装修繕工事及び漏えい修理、計器類交換等でございます。

10目特別修繕引当金繰入額、900万円は、ガスホルダー開放点検工事のための積立金でございます。

19目委託作業費2,566万2,000円は、保安規定に基づく各家庭の消費機器調査、導管漏えい検査、また、検針業務等でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

24目減価償却費1億4,075万4,000円、前年度比135万7,000円の増でございます。

3項一般管理費でございます。予定額4,017万9,000円でございます。

主な内容は、2目から8目までは、職員3人分の人事費でございます。

19目の賃借料1,060万7,000円は、財務会計システム及びガス料金システム等の賃借料でございます。

4項営業脱費用は2,244万9,000円でございます。

1目受注工事費用2,205万9,000円は、内管工事165件分の指定工事店へ支払う工事費を見込んでおります。

5項営業外費用1,331万円でございます。企業債利息、消費税でございます。

6項予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上しております。

次の7ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

初めに収入でございます。

1款資本的収入の予定額、4,784万6,000円でございます。

1項1目企業債でございますが、4,000万円の借り入れを予定しております。白ガス管改善工事の財源に充当するものでございます。

2項1目工事負担金784万6,000円は、舗装本復旧工事等の負担金として見込んでおります。

次に、支出でございます。

1款資本的支出の予定額は、2億1,441万2,000円でございます。

1項1目工事費、1億5,463万7,000円。内容は、白ガス管改善工事、舗装本復旧工事等でございます。本年度の白ガス管改善工事としまして、11路線3,980メートルを予定しております。27年度末の白ガス管の残り延長は、1万9,880メートルとなる見込みでございます。

2目固定資産購入費、223万2,000円は、ガスマーター器の購入でございます。

3目工事負担金2,052万円、町道の舗装本復旧工事の負担金でございます。

4目以降は、職員2人分の人物費でございます。

2項1目企業債償還金2,374万4,000円で、元金償還金でございます。

8ページをお願いいたします。

予定キャッシュフロー計算書でございます。

業務活動によって実際に得られた収入から支出を差し引いて手元に残る資金の流れをあらわしたものでございます。右側下の行になりますが、各業務の合計額の資産増加額は、マイナス809万9,000円を予定し、27年度資産期末残高は8,646万3,000円の見込みでございます。

次に、9ページは注記事項でございます。

会計方針等を注記することにより、わかりやすい予算書を作成しようとするものでございます。後ほどごらんをいただきたいと思います。

次に、10ページをお願いいたします。

27年度予定損益計算書でございます。

27年4月から28年3月末までの1年間のガス事業の経営成績を税抜きであらわしたものでございます。1の営業収益から5の営業外費用までを計算した当年度純利益は、右側下から3行目で、109万2,000円を見込むものでございます。前年度繰越利益剰余金を加えまして、当年度未処分利益剰余金は、2億9,449万3,000円とさせていただくものでございます。

次に、11ページをお願いします。

予定貸借対照表でございます。

ガス事業の財政状態を明らかにするため、平成28年3月31日時点において保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示したものでございます。資本の部では、一番下の二重線になりますが、16億1,187万2,000円となります。

次のページをお願いいたします。

負債の部では、中ほどになりますけれども、負債合計7億5,775万5,000円となります。

資本の部では、資本合計が8億5,411万7,000円、一番下の二重線になりますが、負債資本合計が16億1,187万2,000円となり、先ほどの11ページの資産合計と負債資本合計が、複式記帳の法則により、双方ともに同額

となっております。

次の13ページから17ページまでは、給与費明細となっております。

18ページにつきましては、債務負担行為に関する調書でございます。

19ページ以降は、参考資料として予算実施計画を長南、睦沢に分けた内容でございます。後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、議案第35号 平成27年度長南町ガス事業会計予算の内容の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご可決いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） これで議案第35号の内容の説明は終わりました。

以上で、一括議題とした議案第1号から議案第35号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第8、議案第1号から日程第43、諮問第1号までについては、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑・討論・採決をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第1号から日程第43、諮問第1号までについては後日、質疑・討論・採決をすることに決定いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（松崎 勲君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

あす、2月28日と3月1日は、議案調査等のため、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

2月28日と3月1日は議案調査等のため、休会とすることに決定いたしました。

3月2日は午前9時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでした。

（午後 5時14分）